

Post War Reconstruction and Reorganization of Contemporary Capitalism in Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17345

戦後再建と日本型現代資本主義の再編

——日本型現代資本主義の展開(1)——

村 上 和 光

はじめに

- I 基礎構造
- II 組織化体系(I)——階級宥和策
- III 組織化体系(II)——資本蓄積促進策

はじめに

前稿までで、日本資本主義の運動過程を、戦後再建期からバブル崩壊期に亘って、主に「景気変動パターン」に集約する形で分析してきた。そしてその展開過程解明は、別の表現を使えば、「戦後型・現代資本主義」における「日本タイプ」の現実的機構解析に相当しているといつてもよいが、しかし本質的検討課題は、単にこの「現実的機構」分析自体にあるわけではない。そうではなく、明確化すべき最終テーマは、むしろ、この「現実的機構」考察を前提にしつつそれを土台にして可能となる、「戦後・日本型現代資本主義」の構造的・総合的な体系化作業——、にこそ設定されねばならない。こうして視角は新展開をみせる。

その場合、このような分析課題の体系的位置付けは、さらに論点別に整理して提示すれば、差し当たり、以下の3点にこそ集約可能だと思われる。すなわち、まず第1に、①筆者は以前に『日本における現代資本主義の成立』¹⁾において、1930年代「高橋財政」局面での日本型「現代資本主義」の「成立」を「実証」したが、そこで明らかとなった、「1930年代期＝日本・『現代資本主義』の『成立』」という命題と、前稿までで示してきた、「戦後期＝日本・『資本主

義』の『再建』というイメージとは、如何なる関連にあるのか——の明確化、さらに第2に、②筆者はまた別著『現代資本主義の史的構造』²⁾において、1930年代世界資本主義、取り分け「アメリカ・ニューディール政策」および「ドイツ・ナチス経済」を対象にしつつ「現代資本主義の基本構造」分析を展開したが、この欧米型「現代資本主義」の「本質」を形作った、「階級宥和策—資本蓄積促進策」は、戦後型・日本現代資本主義とは、どのような「位相差」にあるのか——の明瞭化、そして最後に第3として、③戦後期・日本資本主義の「現実的機構」が「戦後型・日本現代資本主義」と規定可能だとした場合、「戦後再建期→高度成長期→低成長期→バブル形成・崩壊期」という日本経済における「現実的機構」の展開過程は、「現代資本主義のどのような局面展開」を表出しているのか——の体系化、これら3論点に他ならない。いわば「考察の3大視点」である。

したがって、要約的に図式化すれば、本稿の課題は以下のような構図として整理可能であろう。すなわち、戦後日本資本主義の「景気変動パターン」という「現実的機構」分析を「前提」にしつつ、それを、「1930年代における『日本・現代資本主義の成立』」との「連続性」、および「『ニューディール・ナチス型』現代資本主義の『基本』構造」からの「参照軸性」、という方向性からさらに「具体化」することによって、「戦後日本型・現代資本主義」の「現実的メカニズム」とその「歴史的位相」とを体系化すること——これである。

I 基礎構造

〔1〕戦後改革 まず考察全体の基本的な枠組みとして、(1)戦後再建期の「基礎構造」たるその「現実的機構」分析が不可欠だが、最初に、この局面展開の構造的前提を形成した①「戦後改革」³⁾から入ろう。そこで最初に第1は、この戦後改革における(a)「非軍事化」側面が重要だが、この中には、以下の3施策が含まれるとあってよい。すなわち、まず1つ目は(イ)「戦時型統治機構の解体」であって、——ここでは深入りは避けるが——、この政策の代表例としては、例えば、(A)「日本陸海空軍の武装解除および全ての軍事機構の廃止」(B)「戦争犯罪容疑者の逮捕指令」(45年9月)(C)「極東軍事法廷設置指令」と「戦犯の追及」(46年1月)、などが指摘可能であろう。まさにこれらの施策こ

そ、一連の「非軍事化」側面の、まず最も前提の土台であった点は自明だと思われる。

ついで2つ目は、いうまでもなく(ロ)「財閥解体」に他ならない。その場合、この「財閥解体」の「背景・展開内容」に関しては、別稿で詳述を終えたので、ここでは考察をその「体制的意義」に限定すると、そのエッセンスは以下の論点にこそ集約可能ではないか。すなわち、その分析焦点は以下の3論点に還元できるというてよいが、まず1つは、(A)「占領軍の現状認識」であって、この「財閥解体」実施における占領軍の基礎的前提には、財閥を、「日本軍国主義の『軍事的基盤』としての、『半封建的』本質をもつ『家族主義的封鎖体制』」という点で理解する——占領軍の「特異な認識」が存在したことが無視し得ない。まさに、「半封建的」本質をもつ「家族的封鎖体制」として自ら「理解」した財閥を、何よりも「『非軍事化』の視角」から「解体」に追い込んだという側面にこそ、「財閥解体」の内実があったと整理されるべきであろう。したがってその方向から、財閥が内包する「家族主義的封鎖体制」の払拭に成功した事実が、評価されてよい。

次に2つとして、しかし、(B)この「占領軍の財閥理解」には決定的な錯誤が否定できない。というのも、占領軍がこの「財閥解体」に関してその認識の基本的前提としたのは「財閥＝半封建的」という歴史理解であったが、それは、周知の「講座派」型分析から帰結した、いわば根本的な「誤解」に過ぎないからである。すなわち、「家族主義的封鎖体制」という性格を発現させた財閥とは、「半封建的」なものでは決してなく、むしろ、世界的にはすでに帝国主義段階に入っていた時期に資本主義化をスタートさせた「後進国型・日本資本主義」が、何よりも一定の必然性の下に形成させた、いわば「日本型・金融独占資本組織」そのものに他ならない。その点で、「財閥解体」は一面では「占領軍の大きな『誤解』」に立脚していたと把握される以外にはなく、それ故、「財閥解体」を「半封建制解消→近代化実現」とする理解ほど、ヨリ大きな「錯誤」はないというべきであろう。

そうであれば3つとして、(C)「財閥解体の意義」は以下のように整理可能だというてよい。すなわち、戦前の独占体制が、決して「半封建的」なものではあり得なく、むしろ、独占組織におけるその「日本型類型」以外ではなかつ

たとすれば、この「財閥解体」こそ、日本独占資本を、「資本結合・資本動員・資本流動化」などの点で、「重化学工業化・資本集中集積・資本蓄積高度化」などの、戦後型・経済構造にヨリよく対応可能なシステムへと再編成させるといふ、まさに体制的な役割を果たしたのだ——と総括できる。

そのうえで「非軍事化」の3つ目としては、(ハ)「集中排除政策」がその焦点をなす。つまり、まず最初に1つには(A)その「背景」から入ると、ここで注目されるのは、「独占禁止法」と「過度経済力排除法」とからなるこの集排政策が、いずれも、財閥解体と同じ占領軍の意図から現実化した点であろう。具体的にいえば、「半封建的」な財閥を日本軍国主義の「経済的基盤」と把握し、そのうえで、その「解体」によって「非軍事化」を遂行しようという占領軍の基本的狙い——の、まさにその別表現こそ、この「集中排除政策」に他ならなかったとみてよい。換言すれば、「財閥解体」を「経済力の過度集中排除」という側面から補完する点にこそ、この「集排政策」の眼目があったわけである。

続いて2つとしては、(B)特に「集排法」に焦点を合わせてその「展開」を追うと、そこからは、「出発→転換→結果」に関する、見事な「竜頭蛇尾」的進行が浮かび上がってくる。すなわち、まず(I)「出発局面」では、合計=325社、資本金合計=(公称)237億円、払込金=200億円に及ぶ企業が分割対象に挙げられ、それは、47年現在における全国株式会社払込資本金の実に65.9%に相当したといわれている。したがって、この集排法は、その出発時点では、各部門の大企業のほぼ全部に対して絶大な決定権を確保したと判断されてよい。しかし、ついで(II)「転換局面」になると、アメリカ側における対集排政策のスタンス変化が顕著となり、「日本を『全体主義』の防波堤にするためには日本経済の弱体化は避けねばならない」という「お馴染みの論理」が浮上してくる。そしてその結果として、「当該会社が独自に重要企業を営み、他の企業の活動を阻害し、あるいは競争を阻害することが歴然たる場合以外は、集中排除法にもとづく命令は出さないこと」という基本方針が確定されていく。要するに、集排法の運用基準をできるだけ厳格にすることによって、解体企業を最小限にしようとする——ものに他ならない。

こうして、解体を一旦指定された企業が次々にその解体指定を取り消されることを通して、最終的な(III)「結果局面」に至る。まさにその結果、結局、

最後まで残って分割指令を実際に受けたのはわずか18社に止まったし、その内訳としても、うち9社は「財閥持株会社として指定を受けたもの」、また4社は「保有株式の処分ですり足るもの」、さらに3社は「一部の工場の処分済み」であった以上、解体の「実質的」な効果は極めて小さかったといわざるを得なかった。まさに「竜頭蛇尾」という以外にあるまい。

そこで最後に3つとして、(C)「集排政策」の「体制的意義」は、以下のような2面からこう総括可能であろう。まず第1側面としては、独禁法・集排法によって「公然たる独占」に一定の制限を課すことは、社会主義からの体制的圧力を受けつつ労働者・中間層・農民を体制内部に包摂することを試行する「現代資本主義」にとっては、いうまでもなく大きな重要性をもつ。その意味で、この「集排法」は、戦後日本資本主義がまさしく「現代資本主義」として復興・再建していくための、まさにその不可避的な政策だったわけである。したがって、どんなに「竜頭蛇尾」なものであっても、この「集排法」が、その体制上、基本的な「成立必然性」を有している点はまさに当然といってよい。

しかしそのうえで第2側面として、そこには、明瞭な「限度要請」も否定し得ない。なぜなら、「現代資本主義」が、重化学工業に立脚した「巨大企業体制」下においてのみ展開可能であるかぎり、集排政策が余りにも徹底的に実施されてその展開基盤を破壊することになれば、戦後日本資本主義の「現代資本主義」としての再建が不可能になる点もまさに自明だから——である。こう考えると、まさにこのような「中途半端」な「竜頭蛇尾」型「集排政策」こそ、その「必然性」と「限度」とを兼備した「日本型」だったと統一的に整理できよう。まさに、以上のような「二面性」にこそ注意しておきたい。

ついで第2に、戦後改革の(b)「民主化政策」へと進もう。そこでまず1つ目は(イ)「憲法体制の構築」だといってよい。といっても、この「新憲法」の成立背景・内容に関してはここで触れる余地はなく、ただ1つだけ、「新憲法体制の体制的意義」にのみ目を向けておくと、その「体制的意義」としては例えば以下の3点が重要だと思われる。すなわち、まず1つとしては、(A)その「概括的位置づけ」が興味深く、このポイントに対しては、「新憲法＝『現代資本主義』的憲法」という定式化が可能だといってよい。やや具体的にいえば、この新憲法こそ、日本資本主義を「現代資本主義」として再編成するための、まさにそ

の最も適合的な「最高法的規範」に他ならない——という論点が重要であり、そこにこそ、この定式化の焦点があろう。そのうえで、次に2つとして、(B)この焦点の「構造的内実」にまで切り込むと、何よりも「憲法体制の『二元性』」こそがその枢軸をなす。というのも、この新憲法は、一面では、私的所有権を明確に規定した「『資本主義』憲法」以外ではもちろんないが、しかし他面では、例えば「労働基本権・社会権・生存権・公共福祉規定」などを——たとえプログラム規定としてではあれ——多面的に貫徹させている以上、その明らかかな「『現代』憲法」としての側面も決して否定はできないから、に他ならない。その点で、この新憲法が、「歴史規定性」からすれば、例えば「イタリア憲法」・「ワイマル憲法」・「ニューディール体制」などとも、歴史・本質的に通底しているのは自明なのである。

そうであれば最後に3つには、(C)「本質的に」体系化すると、結局こう整理可能であろう。すなわち、この「新憲法」に関しては、それがもつ、単なる「近代資本主義憲法＝帝国主義型憲法」を超えた「現代資本主義憲法」としての「本質」を否定することは不可能であり、むしろ、戦後日本資本主義を「日本型・現代資本主義」として展開可能にしていく、まさにその「体制的枠組」こそが、この「新憲法体制」として構築された——のだと。

ついで、「民主化政策」の2つ目としては(ロ)「労働政策」がくる。そこで最初に1つとして(A)その「背景」から入ると、その契機は何よりも占領軍からの指令にあった。すなわち、占領軍は、社会主義的政治活動や労働運動を弾圧する諸法制を撤廃して労働運動の展開にまず門戸を開いたが、このような占領軍による指令の下で、労働組合法の制定が不可避と判断した政府は、重い腰を上げつつ占領軍と接触しながら、ようやく45年12月にその制定化に辿り着く。こうして、戦前期に何度も挫折した「労組法」がやっと成立をみた。

この結果、日本の労働組合法は法律によって権利を保障された存在となったが、この労組法を基礎的枠組としつつ、その土台の上にさらに、「労働争議調整法制＝『労働関係調整法』」と「労働保護法制＝『労働基準法』」とが制定されて、「労働改革」の全体像が発現をみる。要するに、「民主化政策」の一環としてこそ「労働改革」が位置づけられるとあってよい。

そこで、2つとして(B)その「内容展開」へ進むが、上記3法の骨組みだけを

ざっとなぞれば、以下のように整理できよう。つまり、(I)「労組法」——①「労働組合の法認」②「団結権・団体交渉権の保障」③「労働行政の警察行政からの分離」④「不当労働行為の禁止」⑤「労働委員会の設置」、(II)「労働関係調整法」——①「争議調整の手続規定」②「調整方法の『斡旋・調停・仲裁』への3段階区分化」③「調整事務の、行政官庁専決から労働委員会への移管」④「公益事業の争議制限禁止」、(III)「労働基準法」——①その適用の「統一的・普遍的・包括的性格」②「労働者権利法認に立脚した『労働基準』の要求体系化」③「広範かつ緻密な『労働者保護内容の拡充』」④「使用者の『無過失責任制』の導入」⑤「監督機構の拡大・強化」、これである。まさに多面的な展開が見て取れよう。

以上を前提としつつ最後に3つには、(C)「労働改革の体制的意義」が集約されねばならない。その場合、その「体制的意義」は大掴みにいって以下の2方向から把握可能である。すなわち、まず第1方向として、労働改革によって「労働3権」が基本的に法認されたことは、「現代資本主義」が、「労資同権化」を中軸とした「階級宥和策」をその一方の本質要件としているかぎり、この「労働改革」が、「戦後日本資本主義」を「現代資本主義」として運動させていく、まさにその労資関係の「基本枠組」であること——は当然であろう。したがって、「労働改革＝現代資本主義化条件」という命題はまず否定のしようがない。しかしそれだけではない。次に第2方向も無視できず、この側面は、特に「労調法」において、「公共の福祉」維持を名目とした「労働運動規制」側面において発現してくる。なぜなら、「現代資本主義国家」がその基本課題とする「体制組織化」作用は、「資本主義再建過程における労働運動激化」というこの日本型・特殊局面においては、——むしろ逆転した形態で——労働基本権の「一定レベルへの封じ込め」という形でこそ現実化する以外になかったからである。したがって、このような「逆転現象」は、占領体制に規定された「戦後日本型・現代資本主義」としては、なお不可避的な制約だったと判断する他ないというべきであろう。要するに、「労働改革」に内在化する、この「2側面」に注目しておきたい。

続いて「民主化政策」における3つ目の軸こそ、(ハ)「農地改革」に他ならない。そこで、最初に1つとして(A)その「背景」に目を凝らすと、まず何よりも、他の戦後改革とは違って、少なくともその出発が日本側からの発議にこ

そあった点が目立つ。つまり、45年12月に日本側のイニシアティブの下で、「農地調整法改正案」がまず「第1次農地改革」として成立をみるが、これは占領軍の承認を得られなかったから、ここからむしろ占領軍の主導性こそが表面化してくる。その場合、占領軍内部には多様な方針上の対立が存在し、それを巡って熾烈な議論が展開されたが、占領軍は、最終的には「イギリス案」に立脚した「勧告」を政府に提示した。そして、政府は、これに基づいてこそ「自作農創設特別措置法案」および「農地調整法案」として議会へ提出したとあってよく、まさにそれが、第90臨時議会においていわゆる「第2次農地改革」として実現したわけである(46年10月)。

こうして、この農地改革によって「自作農創設」と「小作関係の調整」とが進行していくが、占領軍が、これを通して、日本軍国主義の農業基盤である「『半封建的』日本農業」の根底的解体——この認識は錯誤以外ではないが——を意図した点は明瞭であろう。その意味で、農地改革が「民主化政策」の一環である根拠は、まさにこの点にこそ集約できる。

ついで2つに(B)その「展開内容」の基本は何か。ここでは、その詳細な内容分析は必要ないので、その骨格だけを確認すれば、例えば以下であろう。すなわち、それは「自作農創設」と「小作関係の調整」とに区分可能だが、まず(I)「自作農創設」側面では、①解放対象——「不在地主所有の全貸付地」および「一定面積以上の在村地主所有の貸付地」、②「実行方式」——国が地主から強制的に土地を買収しそれを小作人に売渡すといういわゆる「直接創定方式」、③「買取価格」——水田＝賃貸価格の40倍、畑＝48倍という「無償に近い」低価格、がポイントであって、極めて強固な徹底性が目に付く。そのうえで、次に(II)「小作関係の調整」へ移ると、①物納小作料の「金納化・公定化」、②小作料率の水田25%畑15%の超過禁止、③小作地取り上げの制限強化、④小作契約の文書化と農地委員会への届出制、が指摘でき、ここでも改革水準の徹底性が印象的といつてよい。

このように把握できれば、3つには、(C)農地改革の「体制的意義」は以下のように総括されてよかろう。すなわち、差し当たり3側面から集約可能だと思われるが、まず第1に総体的にいて、(I)国家による「農民組織化」の「直接化」が何よりも重要といつてよい。周知の通り「現代資本主義」とは、「資本

主義の体制的危機」に直面して国家が「体制組織化」の主体にならざるを得ない「資本主義の現代的局面」以外ではないのに対して、戦前期には、国家と農民との間に、一定の質的規定性を有した「寄生地主」が介在したため、国家による農民・農村・農業への「組織化作用浸透度」にはなお制約が大きかった。したがって、それが「『戦前期』現代資本主義」の限界をなした点は明瞭だが、それを克服したものこそ農地改革による寄生地主の解体であって、その結果、「国家による農民の直接的把握」＝「組織化の浸透」を通じた「現代資本主義的再編成」が促進されたとみてよい。

ついで第2は(II)政治面からいうと、農地改革による農民の「体制的包摂」深化が指摘可能であろう。すなわち、自作農創設によって農民の土地所有化が進展したが、それは、一面で、農民のプチ・ブル観念を刺激して「社会主義への防波堤」作用を強めただけでなく、他面で、対地主闘争として発現してくる農民運動を解体へと追い込んだ。その場合、「現代資本主義」が、反体制運動を体制内に封じ込めて「反革命体制」を構築するという「階級宥和策」型課題をもっている以上、その点に注意すれば、この農地改革が、「現代資本主義」的再編におけるその「政治的意義」を發揮したこと——はまず明白であろう。

最後に第3は(III)経済面からの「意義」も軽視できない。つまり、農地改革の「資本蓄積促進策」への効果に他ならないが、具体的には、農地改革によって可能となった「農家所得の増大」を起点としつつ、以下の2経路に立脚したその波及効果の発生を意味している。そこでまず1つ目のルートは、農業用機械・肥料・農薬などの投下を条件とした「農業生産性の上昇」であって、それが、何よりも「農業生産の拡大・高度化」をもたらした。そのうえで、2つ目のルートこそ、農業が他産業へ効果的な波及作用を及ぼした連関——だとみてよく、農業所得の拡大が、耐久消費財を中心とした国内市場の拡大へと連動しつつ、日本資本主義全体の拡大へ帰結したのは当然であった。要するに、農地改革は、「資本蓄積促進策」の側面においても、その「現代資本主義」化機能を強力に發揮していったわけである。

以上のような「戦後改革」の個別的考察をふまえて、最後に第3に、「現代資本主義的再編」という視角から、(c)その「全体的総括」を試みておきたい。そうであれば、ふまえらるべきまず1つ目の論点は、(イ)日本資本主義はすで

に1930年代に「現代資本主義」への転換を果たしていた——という「歴史規定性」に関わる点であろう。つまり、日本資本主義は、「昭和恐慌—満州事変—高橋財政」という新動向の中で、「管理通貨制成立→赤字公債膨張→現代的財政金融政策発動→国家による体制組織化」というロジックに立脚して「資本主義の現代化」を実現したとあってよく、まさにその意味で、「反革命体制」構築を目的として国家が「体制組織化の主体」となるという「現代資本主義」へとすでに到達している⁴⁾。

しかしそのうえで、2つ目として、(ロ)この「戦前日本型・現代資本主義」の「特殊性」も決して無視できない。すなわち、「現代資本主義の2本柱」たる、「階級宥和策・資本蓄積促進策」のうち「前者」の側面が著しく弱いのであって、「労働組合法・小作立法・労働基本権」などに関する極端な「遅れ」は周知のことであろう。しかもそれだけではない。この点に加えて、「日華事変→太平洋戦争」の過程で日本経済は「統制経済化」を余儀なくされるから、高橋財政期に一応成立したこの「日本型・現代資本主義」は、その内実を変質させてしまう。したがってその点に、「戦前日本型・現代資本主義」の「特殊性」がある。

まさにこのようなプロセスの延長線上にこそ「戦後改革」が位置づく整理されてよい以上、最後に3つ目に、(ハ)この「戦後改革」が日本型・現代資本主義の「再編促進過程」として機能した点は、いまや明白であろう。なぜなら、この「戦後改革」こそ、30年代に「成立」した「日本型・現代資本主義」を、——戦時期「統制経済」としての「逸脱」を解消させつつ——特に(労働改革による)「階級宥和策の確立」を決定的な跳躍台にして、その「本格的確立体系」へと誘導した、まさにその画期的な「変革体系」であったからに他ならない。要するに、この点にこそ、「戦前→戦後期」を接続する、この「戦後改革」の、ヨリ歴史体制的な「総体的意義」が存在するのだ——と結論可能だと思われる。

[2]生産・貿易・雇用 では次に、以上のような「戦後改革」型「枠組構造」の下で、どのような②「生産(投資)・貿易・雇用」⁵⁾が展開したのだろうか。そこで最初に第1に(a)「生産・投資動向」からみていくと、まず1つ目は(イ)「実質国民総生産」(1970年価格=100, 34-36年平均=17.7, 一人当たり27.0)が焦点をなすが、それは以下のように動く。すなわち、戦争終了—40年代中

においては、戦争の直接的打撃に影響されて1946年=10.6(一人当たり14.9)→47年=11.4(15.2)→48年=13.4(17.4)→49年=14.4(18.2)という沈滞プロセスを辿るが、周知の朝鮮戦争特需を契機として、それ以降は50年=15.6(19.4)→51年=17.5(21.4)→52年=19.5(23.6)と回復・上昇に転じる(第1表)。その点で、物理的・社会的被害に直撃を受けた戦後直後での「生産停滞」と、朝鮮戦争を画期とした50年代以降での「生産拡大」とかいうまでもなく確認できるが、この基本型が、続いて2つ目に、(ロ)「鉱工業生産指数」(70年=100.0)においても同様にみて取れるのはいうまでもない。というのも、2.4→3.0(対前年上昇率25.0%)→3.9(30.0)→5.1(30.8)→6.3(23.5)→8.6(36.5)→9.3(8.1)(第1表)という軌跡が描かれるからであって、この「鉱工業生産指数」に注目すれば、「戦後直後→朝鮮戦争」を分水嶺とする「停滞→拡大」という転換は、ヨリ一層鮮明となろう。

そのうえで、3つ目として、この「GNP—生産」動向を(ハ)「投資資金」状況からも集約しておこう。そこで、「企業投資資金」(10億円)推移を「外部資金—

第1表 主要経済指標

(1970年=100)

	実質国民総生産		1人当たり 実質国民総生産		鉱工業生産指数		製造業実質賃金	
	(1970年 価格)	対前年度 上昇率	(1970年 価格)	対前年度 上昇率	(付加価値 ウェイト)	対前年 上昇率	(規模30 人以上)	対前年 増加率
1934—36平均	17.7	—	27.0	—	8.6	—	38.7	—
1946	10.9	—	14.9	—	2.4	—	—	—
47	11.4	5.0	15.2	1.0	3.0	25.0	11.7	—
48	13.4	17.5	17.4	15.2	3.9	30.0	18.8	60.7
49	14.4	7.0	18.2	5.0	5.1	30.8	25.7	36.7
50	15.6	8.7	19.4	6.3	6.3	23.5	33.1	28.8
51	17.5	12.0	21.4	10.4	8.6	36.5	35.7	7.9
52	19.5	11.7	23.6	10.1	9.3	8.1	38.7	8.4
53	21.0	7.7	25.0	6.1	11.3	21.5	41.6	7.5
54	21.6	2.8	25.4	1.7	12.3	8.8	41.8	0.5
55	23.9	10.8	27.9	9.6	13.2	7.3	44.3	6.0

(資料) 経済企画庁編『現代日本経済の展開 経済企画庁30年史』1976年。

内部資金」区別にも配慮して追うと、例えば以下のような数値が拾える。すなわち、45年＝総額50(外部資金50－内部資金0)→47年＝176(133－43)→49年＝653(492－161)→51年＝1300(858－442)→52年＝1483(1021－462)となるから(第2表)、この投資量の面でも、50年の朝鮮戦争を境とした急拡大への変質状況が手に取るように分かるといってよい。むしろ逆からいえば、50年期における投資資金のこのような「決定的な飛躍」こそが、すでに確認した50年代以降の「生産拡大」を準備したわけであるが、いずれにしても、日本資本主義は、この朝鮮戦争を跳躍台にして戦後再建を完了し、まさにその結果、成長路線に乗り出していくわけである。

続いて第2に(b)「貿易動向」(100万ドル)へと進もう。そこで、最初に1つ目は(i)「貿易収支」(第3表)が前提となるが、その推移を追えば以下のような図式が描かれる。すなわち、46年＝△236(輸出67－輸入303)→48年＝△282(265－547)→50年＝38(924－886)→52年＝△407(1294－1701)という内容であって、「貿易収支赤字」が見事に続く。もっとも朝鮮戦争・特需によって50

第2表 産業資金供給

(単位：1934－36年平均100万円，1945年以降10億円，%)

	外部資金合計 (A)	内部資金合計 (B)			B / (A+B)
			減価償却	社内留保	
1934－36平均	1,243	1,287	73.3	26.7	50.9
1945	50	—	—	—	—
46	59	19	105.6	△5.6	24.2
47	133	43	110.3	△10.3	24.4
48	438	89	97.4	2.6	17.0
49	492	161	76.7	23.3	24.7
50	513	342	43.8	56.2	40.0
51	858	442	37.5	62.5	34.0
52	1,021	462	66.9	33.1	31.2
53	1,063	617	65.3	34.7	36.7
54	612	839	64.3	35.7	57.8

(注) 株式は1945－49年は会計年度。

(資料) 日本銀行統計局「経済統計年報」より作成。

第3表 国際収支動向

(単位：100万ドル)

	経常収支						
		貿易収支			貿易外収支		
			輸出	輸入		受取	支払
1946	△78	△236	67	303	△36	2	37
47	46	△266	183	449	△93	1	94
48	75	△282	265	547	△105	22	127
49	207	△192	536	728	△115	65	181
50	476	38	924	886	9	130	121
51	329	△287	1,358	1,645	446	781	336
52	225	△407	1,294	1,701	597	898	300
53	△205	△790	1,260	2,050	563	932	369
54	△51	△427	1,614	2,041	347	758	412
55	227	△53	2,008	2,061	258	712	454
56	△34	△131	2,482	2,613	72	822	750
経常収支			長期資本収支			短期資本収支	総合収支
移転収支			資産 (本邦資本)	負債 (外国資本)			
	受取	支払					
195	195	—	22	—	22	—	△58
405	405	—	6	—	6	—	66
462	462	—	4	—	4	—	105
514	532	18	△18	—	△18	—	179
429	441	11	△93	△100	7	1	434
171	181	11	22	△0	22	10	370
34	50	16	△61	△114	53	22	186
21	23	2	△141	△192	52	△33	△379
29	32	3	26	△25	53	14	2
22	46	24	△24	△32	7	102	285
25	47	21	25	△79	103	△2	1

(注) 1959年までは試算である。
 (資料) 『財政金融統計月報』第244号。

年には一時は黒字を実現するものの、しかし特需が消失する52年には再びすぐに赤字に戻り、結局、この赤字傾向は50年の後半まで持続していくことになる。

しかしその場合に注意が必要なのは、このような赤字基調の中でも、輸出そのものは着実に増大していることに他ならない。周知の如く、日本型貿易構造においては「輸出増」は「輸入増」を不可避的に随伴するから、「貿易収支・黒字」が全体として表面化するためには輸出量の「かなりの拡大」が必要であるが、実際には、「貿易収支・赤字」が継続する(具体的には57年段階まで)この局面においても、他面で、輸出が継続的に増大傾向にあった点——は決して軽視できないであろう。まさに経済復興が着実に進展したわけである。

しかし他方、この再建期・国際収支において2つ目に特徴的なのは(ロ)「移転収支」の動きであろう。いうまでもなくその「巨額の入超」構造であるが、それは例えば195(受取195－支払0)→462(462－0)→429(441－11)→34(50－16)(第3表)と変動する以上、この時期における日本経済の対外依存状況が手に取るように分かる。というのも、この「移転収支」は援助・軍事支出などがその大宗を占めるかぎり、「移転収支・受取」のこのような大きさが、日本経済における、その「対外依存度の圧倒性」を端的に表現しているのは当然だからである。そのうえでやはり注意しておくべきは、この「移転収支」が50年代初めからは確実に減少に転じている点であって、朝鮮戦争・特需の縮小・停止に対応して、それ以後はむしろ「支払超過」へと向かっていく。ここにも、日本経済の再建過程が如述に反映していよう。

以上を前提にして、最後に3つ目として(ハ)全体を「総合収支」の点から集約しておきたい。そこで総合収支推移を辿ると、 $\Delta 58 \rightarrow 105 \rightarrow 434 \rightarrow 186$ (第3表)となって順調な黒字基調が続く。しかし、これが日本経済の「強さ」の表れであり得ないのはすでに当然であって、これまでに確認してきた通り、その構造的骨格は「貿易収支・大幅赤字—移転収支・大幅黒字」にこそあった。したがって、この再建期・国際収支の特質は、何よりも、「貿易の赤字体質」を「外国からの援助」によって補完する——という「対外依存構造」にこそ帰着するわけであり、まさにそこに、日本資本主義の再建過程進行が検出可能だといつてよい。

そのうえで、第3に(c)「雇用動向」はどうか。最初に1つ目に(i)「雇用者状況」に注目すれば、「就業者数」(万人、1940年=3223)は次のような軌跡を描く。すなわち、47年=3333(第2次産業構成比22.3%)→49年=3606(22.3%)→51年=3622(22.6%)→53年=3913(23.0%)という変化に他ならないから(第4表)、ここからは以下の3傾向が導出されてよい。まず1つには、(A)総体的にいて雇用の伸びがなお極めて小さいことであろう。その点で、40年代全般における戦後再建の足取りの重さが、この雇用動向からもいわば明瞭に確認できる。それをふまえて2つとして、もう一步細かく観察すると、全体的に雇用拡大程度が大きい中で、(B)朝鮮戦争を挟む「49-51年」局面における一定の伸び率上昇だけはやはり否定できない。いうまでもなく、「朝鮮戦争—特需拡大」の「雇用拡大・刺激」がそこに反映しているのは当然のことであるが、したがって、この雇用面からも、「朝鮮戦争」が果たした、日本の再建過程に対する、その促進的役割の決定性が一目瞭然だと思われる。

最後に3つに、(C)「第2次産業・構成比」(第4表)にも着目すると、この局面では第2次産業のウエイト上昇はなお検出できないに等しい。一般的にいえば、経済の再建・確立は第2次部門構成比の拡大となって表現されると判断してよいが、この時期には、少なくとも「従業者構成比」ではこの兆候はいぜんとして現れてはいない。もっとも、厳密には52年の23.0%は拡大化の始めだとも予測可能だが、ちなみに戦前40年でさえ26.1%だった点に配慮すれば、この段階での第2次産業・構成比の低水準性はやはり際立っていよう。

まさにこの点にこそ、朝鮮戦争以前での生産収縮の断面図が見て取れるが、その状況を2つ目に(ロ)「完全失業者」(万人)の側面からもフォローしておきたい。そこでその数値を拾っていくと25→38→39→75(第4表)と推移するから、朝鮮戦争を経過した後でさえ、この完全失業者は一方的に増加を続ける。その点で、戦後再建過程において、この「失業問題」がいかにか大きな体制的課題となっていたかが忖度し得るが、この完全失業者数は、他の指標とは違って、1960年代後半に至るまでは高い水準において経過していくのである。こうして「雇用関係」は生産の回復からは遅れ、困難な状況を長期的に持続させたといつてよい。

そのうえで3つ目として(ハ)「賃金動向」はどうか。いま例えば「製造業実質

第4表 主要労働統計

	労働力人口 (万人)	就業者数 (万人)			完全失業者数 (万人)	有効求人倍率 (除学卒)	新規学卒求人倍率	
		第1次産業	第2次産業	第3次産業			中学校	高校
1940	—	3,223	44.0	26.1	29.9	—	—	—
1947	3,358	3,333	53.4	22.3	24.3	25	—	—
48	3,484	3,460	49.0	23.8	27.2	24	—	—
49	3,644	3,606	52.0	22.3	25.7	38	0.40	—
50	3,616	3,572	48.4	21.4	30.2	44	0.29	—
51	3,660	3,622	46.1	22.6	31.3	39	0.32	0.81
52	3,775	3,729	45.3	23.1	31.6	47	0.32	0.93
53	3,989	3,913	42.4	23.0	34.6	75	0.35	1.06
54	4,055	3,963	40.6	23.5	35.9	92	0.30	1.21
55	4,194	4,090	40.2	24.0	35.8	105	0.28	1.10
56	4,268	4,171	38.5	24.5	37.0	98	0.38	0.99

(注) 就業者数産業別内訳は百分率。

(資料) 前掲『現代日本経済の展開 経済企画庁30年史』などにより作成。

賃金」(指数, 規模30人以上)を使ってその動きをとらえると, 47年=11.7→49年=25.7(対前年増加率36.7%)→51年=35.7(7.9%)→53年=41.6(7.5%)という数字が刻まれる(第1表)。したがって, 着実な上昇傾向はもちろん否定はできないものの, 例えば戦前34-36年平均が38.7だった点を前提にすると, この局面は基本的には「戦前レベル以下」なのであり, ようやく「朝鮮戦争ブーム」を経た53年になってその水準に追いついた——という図式には注意が必要だといってよい。同時に, 戦前レベルへのキャッチアップの期間ではかなり高い増加率を記録するものの, そのレベルへの接近が果たされた後には, 一挙に低水準の増加率へと収束していった経過にも, 日本型・再建過程の特徴の1つが垣間見られるように思われる。

[3]景気変動 最後に, この「基礎構造」を③「景気変動」⁶⁾の運動過程から総合化を試みよう。そこで第1は(a)「安定恐慌期」だが, まず1つ目として45-47年の(イ)「混乱期」からフォローすれば, 概括的にいって以下の3側面が進行していく。すなわち, 最初に1つとして何よりも(A)「生産動向の停滞」であるが, 戦前期のおよそ半分水準にまで落ち込むという, この局面での「生

産の決定的枯渇についてはすでに確認し終えた。そこで次に2つに(B)「通貨膨張」傾向へ目を向けると、周知の通り凄まじい増発状況が進行し(第5表)、日銀券増加(億円)は例えば以下のような経過を辿る。すなわち、まず46年度では第Ⅰ四半期=240→第Ⅱ四半期=217→第Ⅲ四半期=290→第Ⅳ四半期=223(46年度計969)という激しい通貨膨張が記録されるし、その膨張テンポはさらに翌47年度に入っても持続し、206→201→624→△4(1030)というペースで動く。したがって、いま直前に確認した「生産枯渇」とはまさに逆相関の関連で、「通貨膨張」の加速化が進捗したという以外にはない。

そうであれば、3つには(C)「インフレ高騰」が帰結するのは当然であろう。すなわち、このような「生産縮小—通貨膨張」に規定されて、「卸売物価・対前年上昇率」は46年=364.6→47年=192.7(消費者物価115.6)という推移をみせる以上、この局面でのインフレ昂進については疑問の余地はあり得まい。しかも、これがまた生産停滞へと逆作用したのも自明であったから、その結果、「生産停滞—インフレ加速」は相互に悪循環図式を描きながら、まさにこの「混乱期・景気変動」の主軸を構成した——と性格付け可能であろう。

ついで、48年を分岐点にして2つ目に(ロ)「インフレ収束—生産再開期」に入る。いうまでもなく「傾斜生産方式=安定9原則」を起点とする安定化への移行局面だとみてよいが、まず1つとして(A)「生産の再開・拡大」が当然目に付く(第1表)。例えば、48—49年の過程で、最初に「鉱工業生産指数」が3.9(対前年上昇率30.3%)→5.1(30.8%)という顕著な上昇を遂げるが、まさにこの上方転換を土台にしてさらに、「実質国民総生産」=13.4(17.5%)→14.4(7.0%)と「一人当たり実質国民総生産」=17.4(15.2%)→18.2(5.0%)の拡張も可能になった。こうしてここで、「生産拡大→所得上昇」という連鎖形成が一応は検出できよう。

それに較べて2つとして(B)「通貨量動向」(第5表)に目を向けると、この局面でも、日銀券増発傾向は決して縮小には転じていない。なぜなら、「銀行券増」(億円)は、48年度に入っても、第Ⅰ四半期=118→第Ⅱ四半期=315→第Ⅲ四半期=932→第Ⅳ四半期=△427という軌跡上を動く以上、トータルにはその増勢が衰えたとはとてもいえない——からである。しかしそのうえでやや細かく観察すると、第Ⅳ四半期からは、「ドッジ・ライン」の洗礼を明らか

第5表 日本銀行券発行高

(億円)

	発行高	指数
1945 VII	284	100
VIII	423	149
X	431	152
XII	554	195
46 I	585	106
III	233	42
IV	427	77
IX	644	117
XII	933	100
47 III	1,157	124
VI	1,363	146
IX	1,676	180
XII	2,191	234
48 III	2,187	99
VI	2,305	105
IX	2,795	128
XII	3,552	100
49 III	3,125	88
VI	3,006	85
IX	2,982	84
XII	3,553	100
50 III	3,113	88
VI	3,111	88
IX	3,287	93
XII	4,220	118

(資料) 日本銀行「本邦経済統計」による。

に受けて大幅減少に向かっているし、合計値で計測しても47年=1030億円は48年=938億円へと縮小をみている。したがって、この局面では、新たな傾向も発現し始めているのであり、その点で、「通貨量」増加の一服傾向だけは否定できないように思われる。

そうであれば、この「生産拡大基調—通貨膨張鈍化」傾向は、3つには(C)「インフレ収束」へと帰結していこう。事実、「卸売物価」・「消費者物価」はそれぞれ48年=166.7→49年=63.1および74.5→25.4(第6表)と経過するから、極めて著しい「物価の安定化」が検出されてよい。そして、取り分け「卸売物価」の鎮静化が目立つ以上、「生産—通貨量」の不均衡は正進行に対応した、実体的基盤に関わる、卸売物価の安定化基調がまず確認可能だとともに、さらにそれだけでなく、企業生産活動を規定するこの卸売物価面でのインフレ収束が生産拡大をなお一層誘導していったのも当然であった。その意味で、—45—47年での「悪循環連関」とは逆に—この48—49年局面には、「インフレ—生産」の間の、むしろ「好循環連関」こそが

発現し始めたと集約できよう。まさに「景気変動」の転換である。

もちろん、このような全体的なトレンド改善は、次のドッジ・ラインを契機として一時的には暗転する。すなわち3つ目の(ハ)「安定恐慌」局面に他ならないが、「日本経済へのデフレ圧力強制」を実施したこの49年ドッジ・ライ

第6表 物価動向

	卸売物価 対前年 上昇率	消費者物価 対前年 上昇率
1934-36平	-	-
1946	364.6	-
47	192.7	115.6
48	166.7	74.5
49	63.1	25.4
50	18.2	△6.9
51	40.2	15.9
52	2.0	4.2
53	0.7	6.5
54	△0.7	6.5
55	△1.8	△1.1

(資料) 前掲、鈴木他『資本主義と不況』146-7頁。

ンによって、日本経済は50年春から「安定恐慌」に直面した。そこで、まず1つとして(A)安定恐慌への「突入背景」から追及すると、以下の3点が直ちに浮上してくる。つまり、①「基本的デフレ要因」——例えば「超均衡財政・復金融資停止・対外援助削減・単一為替レート設定・統制撤廃」などの、主要には財政金融ルートからの「デフレ圧力」、②「企業経営へのミクロ的作用」——統制撤廃→買取機関による製品引取り消失→企業滞貨増大→売掛金・未払金膨張→企業採算の悪化というロジックで進化した、「企業収益への低落作用」、③「ディス・インフレ政策の転換」——「貸出・買オペ」を通じた資金撒布の停止と、「工業手形の再割引措置・国債買オペの抑制化・日銀融資斡旋の消極化」からなる「金融政策の『緊縮化』転換」、であり、まさにこのような「転換」を契機にしてこそ、「安定恐慌」はその現実的深化を不可避にされる。

そのうえで2つに、(B)安定恐慌の「実態」はどうか。そこで安定恐慌の具体的指標にまで立ち入ると、以下の3側面が取り分け目立つとあってよい。すなわち、①「生産水準の維持」——「鉱工業生産指数」(対前年度上昇率)が48年=3.9(30.3%)→49年=5.1(30.8%)→50年=6.3(23.5%)と推移するから(第1表)、この安定恐慌過程においても生産減退は確認できず、安定恐慌を挟んでもむしろ「生産回復」型トレンドが貫徹し続けたこと、②「物価上昇の持続性」——例えば「卸売物価対年上昇率」(%)が48年=166.7→49年=63.1→50年=18.2→51年=40.2(第6表)と動く点から判断して、「物価上昇の継続性」は決して消失しておらず、したがって安定恐慌が物価下落を帰結させたという兆候はないこと、③「失業の増大」——これに比較して、「失業者数」(千人)は48年7月=260→49年6月=360→同7月=340→50年6月=430という軌跡

を描くかぎり持続的な失業者増大が明白であり(第4表), その点で, 安定恐慌の影響は「労働者負担」においてこそより強く発現したこと, これであろう。まさしく「生産・価格の維持」と「雇用・失業の悪化」とが同時進行していくのである。

最後に以上を前提として, 3つとして(C)安定恐慌の「帰結」を総括しておくとして, 以下の3点が特に重要だと思われる。すなわち, ①「歴史的総括性」——「インフレと援助」によって支えられてきた戦後・日本資本主義のその「矛盾」が, 「インフレ収束—援助停止」という, ドッジ・ラインの「外的・強制的」作用によって暴露・清算されるに至ったという「歴史的本質性」, ②「大企業基盤の確立」——生産・物価維持の下で「過剰雇用」整理＝失業増大が進行したことによる, 「企業の淘汰・集中」実現と「資本投資条件の整備・再編・好転」の促進化, ③「産業合理化への接続化」——「過剰雇用整理」とともに「労働時間延長・労働強化・労災増加」などという「産業合理化」が強制された結果としての, 「労働生産性」の上昇(50年6月＝戦前基準[37-41年]の約70%への回復), これである。

もちろん, そこには「設備の近代化」がなお欠落していたとはしても, この「安定恐慌」が「産業合理化」の出発点たる意義を持った点だけは——決して軽視されてはならない。

そのうえで第2に(b)「朝鮮戦争ブーム期」へ進むが, まず1つ目は(イ)「戦争勃発＝ブーム開始過程」である。そこで1つとしては(A)「輸出動向」が当然前提となるが, その基本枠組みはすでに概観した。そこでここでは輸出激増の原因をなす「特需」に焦点を当てていくと, 例えば「特需契約高」(百万ドル)は50年＝191→51年＝354→52年＝307→53年＝444→54年＝239(第7表)と動く。したがって巨額の特需収入の進行が明瞭だが, まさにこの特需効果こそが, 49年＝1689→50年＝2980→51年＝4888→52年＝4582→53年＝4589という輸出急増(億円)をもたらしたのは自明といってよい(第3表)。もちろん, 先にも指摘した通り他方で輸入増加も顕著だから, 貿易収支はいぜんとして赤字基調を継続させる以外になかったが, この局面で, 「戦争勃発→特需増大→輸出拡大」という連関は一応みて取れよう。

このような「特需—輸出」に牽引されて, 日本経済は50年秋以降から一種の「ブーム」状況を呈するが, それは2つには(B)「生産拡張」に結果した。その

第7表 特需契約高

(百万ドル)

	総 額	物 資	サービス	累 計 額
1950	191.4	127.3	64.0	191.4
51	353.6	254.5	79.1	545.0
52	306.6	185.9	120.7	851.6
53	451.6	261.5	190.1	1,295.5
54	255.5	122.9	132.6	1,534.1
55	177.9	66.8	111.1	1,706.6

(資料) 総理府統計局『日本統計年鑑』1955, 56年版, 266頁。

場合、「鉱工業生産指数」がこの戦争中に約2.7倍にもなった点はすでに示した通りなので、ここでは繰り返しを避けて、この「生産拡張」をもう一步具体的レベルで追跡すると、例えば以下の3点は特に注目に値しよう。すなわち、①「操業率」(各業種平均)上昇——49年の56.5から50年の72.3への顕著な向上、②「国民所得」(10億円)増加——49年=2737→53年=5747という2倍を超過する大幅拡張、③「国内市場」(1934-36年=100)拡大——49年=67.2→53年=160.8に至る「国内市場の実質規模」の広がり、という経済内実の確実な充実に他ならない。その点で、「生産拡張ブーム」に随伴した「新基軸の進行」がみて取れよう。

そうであれば、結局3つとして、(C)「朝鮮戦争ブーム」の「性格」は以下のように整理されてよい。つまり、その焦点は、この「ブーム」期における「操業率上昇のパターン」にあるが、この局面での操業度の向上が、主として「現存設備のフル回転」によってこそ実現された点が特に目立つ。換言すれば、この時期の固定資本拡張が、短期間で可能な能力増加を目指した「継ぎ足し」型の更新に止まったこと——が特徴的だったのであり、その点で、「旧来設備のフル動員」による「操業拡大」というタイプにこそ、この「戦争ブーム」の顕著な「性格」があった。まだ「近代化投資」の開始とは規定できないわけであろう。

ついで2つ目に、局面は(ロ)「ブーム後退期」へと転換していく。すなわち、51年春以降、各国の日本からの戦略物資買い付けは「一巡化」状況に陥ったから、それに影響されて、国際製品価格は明らかな弱含みへと転じる。まさにこ

の価格軟化傾向を契機としてブームは後退の様相を呈し始めるが、それは、いうまでもなくまず1つとして(A)「輸出動向」において表面化してこよう。すなわち、この「ブーム→後退」という基調変化は、①「特需の減少」(百万ドル)——その契約高における51年=353.6から52年=306.6への初めての大幅縮小(第7表)、②「輸出の低下」(億円)——51年=4888→52年=4582への減少(第3表)と、他方で大量契約分入荷による「輸入在庫の積み上がり」、③「鉱工業生産の停滞」——この「特需減→輸入減」を反映した、「鉱工業生産指数」における51年=65.5→52年=70.2という微増テンポへの移行、が進行して、「生産拡張ブーム」は明らかに一頓挫をきたす。こうして「輸出→生産」停滞の連鎖がまず否定できず、「ブーム後退期」型諸指標が出現する。

にもかかわらず2つには、他方で(B)「投資・企業収益」は活発化を持続させていく。その点でやや矛盾した動向が検出できるが、この「企業活動の好調性」は例えば以下の3側面からしても明瞭といつてよい。すなわち、まず①「国民所得」(10億円)が51年=4525.1→52年=5084.9と大きく拡張したが、それを基盤として、次に②「国内市場規模」も51年=118.6から52年=138.6への顕著な伸張を実現していった。この結果、一面で民間企業の収益状況は引き続き好調性を維持したものの、他面で、「石炭不足・電力不足・運輸難」などが生産拡大のボトル・ネックとなったから、その打開策として、企業投資意欲の旺盛さも差し当たりは維持され続けた。そこからこそ③「設備投資」の上昇基調も理解し得るのであって、例えばその「設備投資総額」(億円, 対前年増加率)は50年=3899(35.1%)→51年=6099(56.4%)→52年=7126(16.8%)と上昇軌道上を動く(第8表)。要するに「輸出→生産停滞」の反面で「投資好調」が進行したわけであり、そこには、政策展開の特有性が推察可能であろう。その意味で、「投資好調性」を支える「政策発動の現代型」こそが興味深い。

以上を前提として、3つとして(C)その「対策一掃結」を集約しておく、差し当たり以下の3点が特に重要であろう。つまり、①「インフレ対策」——「国際収支好調→外為会計散超」や「外為貸付制度」(50年9月)などの通貨膨張機能に起因するインフレへの対応策としての、「公定歩合引き上げ・高率適用制度強化・外為貸廃止」(51年)という金融引き締め策と、「外為特別会計へのインベントリー・ファイナンス増額・法人税徴収額の増加」などの緊縮型財

第8表 設備投資の推移

(億円)

年度	国民総生産	設 備 投 資		
		総 額	対GNP比率	対前年比
			%	%
1950	39,467	3,899	9.9	135.1
51	54,442	6,099	11.2	156.4
52	61,180	7,126	11.6	116.8
53	70,848	8,007	11.3	112.6
54	74,657	7,601	10.2	86.3

(資料) 国民所得統計による。『日本開発銀行十年史』61頁より。

政政策の展開, ②「デフレ基調の進行」——52年春・緊縮型補正予算成立を画期とした, 「鉱工業生産指数の停滞化(対前年比7%増)」・「在庫急増と過剰生産傾向の濃厚化」・「雇用動向悪化=完全失業者増加(53万人)」という「デフレ局面への移行」, ③「積極的財政金融政策の発動」——財政政策面での, 「52年度当初予算規模の拡大」・「補正予算の積極化」・「ドッジ型均衡財政システムの転換」という「拡張化」と, 金融政策面での, 「滞貨融資や救済融資の継続化」・「別口外為貸付制度の創設(52年2月)」・「低金利政策の継続化」・「政府指定預金の市中金融機関への放出(53年3月)などの「緩和化」, に他ならないとみてよい。このような「対策」の出動によってこそ, 「ブーム→インフレ化→対策→デフレ転換」というロジックで発現した「デフレ」基調の, それ以上の深刻化が免れ得たと考えられる。まさに「現代型・景気調整策」の端緒的進行というべきであろう。

以上のような帰結としてこそ, 3つ目に(ハ)「ブーム継続期」が出現していく。つまり, このような積極的財政金融政策に支えられて52年から景気が浮上した後, 53年にかけても好況は持続するが, この点をまず1つとして(A)その「再上昇過程」に即して確認しておこう。そこでまず①「景気諸指標」を追うと, 52-53年の過程で, 「国民所得」(10億円)=5084→5747, 「国内市場規模指数」=138.6→160.8, 「鉱工業生産指数」=70.2→85.7, 「設備投資」(億円)=7126→8007, という拡大状況を示す。したがってその点で, 52-53年局面に

おける「再増加＝ブーム継続」図式の定着はまず一目瞭然といってよい。そうであれば次に、②このような論理系において、「国民所得増大→消費水準上昇→国内市場拡大」という連鎖の進行も検出可能であるから、その側面からは、「国民消費水準向上」の決定的役割が特に目立とう。したがって、景気継続を牽引した有効需要拡大要因の中心には、繊維消費需要拡張を起点にした、まさに「国民消費水準の著増」が存在したのであって、そのような連関構成こそが何よりも軽視されてはなるまい。このように把握してよければ、③この52-53年局面における「景気上昇—継続過程」が、例えば「消費景気」と称されていくのもいわば当然のことであろう。こうして、消費の重要性が表面化してくるのである。

そのうえで、さらに顕著なポイントは2つに(B)「設備投資の動向」(第8表)だといってよい。ややその内容にまで立ち入った場合、取り分け注意が必要なのは、51年局面での「いわゆる4大重点産業」中心から、53年局面になると、その他一般産業部門設備投資もそれと並行して拡大基調に乗った——点であろう。換言すれば、従来の基礎産業への投資拡大が他部門へも波及するという、一定の「連動性」が明らかに検出可能なのであるが、ここからは、さらに以下のような意義さえも導出されてくる。すなわち、この段階で、「戦後初めて」しかも「産業全体にわたって」、「旧来型老朽設備の更新」と「新規需要開発指向的な投資拡大」とが現実化した——のだと。まさにその点で、「近代化投資の開始」だともいえた。

最後に、3つとして、以上のような「朝鮮戦争ブーム期」は、(C)総体的にみてどのように「総括」可能であろうか。しかし、この点についてはほとんど異論はなく、この局面での景気拡大を支えたその根底的条件が膨大な「特需収入」以外でなかった点は余りにも明白であろう。したがって、この「ブーム」が「特需ブーム」と規定されるべきことは当然だが、その場合に注目すべきは、この特需が単に「ブーム」の「開始契機」となっただけでなく、さらにそれは、「巨額特需の継続→国際収支の制約緩和」という連関の下で、「52-53年での景気持続」をも可能にしていっただけという総合的效果だと思われる。まさに、このような全体的な波及作用にこそ、「朝鮮戦争ブーム」の「特需依存性」が確認されてよい。

最後に、取り急ぎ第3として(c)「1954年不況期」へ入ろう。最初に1つ目に(イ)その「契機」が問題となるが、まず1つには(A)「国際収支の悪化」(第3表)こそが表面化してくる。つまり、以下の3点に注意する必要があるのであって、①「貿易赤字の激化」——「貿易出入超額」(億円)における、51年=△2484→52年=△2721→53年=△4085という赤字幅激増化、②「国際収支悪化への反映」——「国際収支」(百万ドル)の、329→225→△205というプロセスでの「赤字転化」、③「発生論理」——「積極政策拡張→価格割高化→輸出後退→国際収支悪化」というロジックで進行した、世界的景気後退の中での「国際収支困難」の拡大、という動向が発現したと整理されてよい。まさに「54年不況」への移行に他ならない。

そうであれば、そこから2つとして(B)「金融引締め」が帰結するのは当然であった。事実、53年秋以降になると、この国際収支悪化を原因として金融引締めが強化されるといってよく、例えば以下のような手が打たれていく。つまり、①「高率適用強化」・「輸入金融の抑制」(10月)、②「高率適用制度基準の改正」・「金利引上げ」(54年1月)、③「別口外為貸付制度の廃止」・「輸入決済手形の貸付期間短縮」・「スタンプ手形の原則的廃止」・「工業手形全廃の決定」(3月)、という一連の強化プロセスに他ならず、まさに金融引締め効果の浸透が目指された。一見して極めて広範な緊縮化であって、その効果は大きかった。

他方3つとしては、(C)「財政緊縮化」ももちろん無視できない。つまり具体的には、54年度に入ると、①「54年度予算の圧縮」(9995億円)②「財投当初予算の減額」(対前年度実績比16.4%減)③「外貨予算の削減」(15億円→11億円)、という構図が描かれるから、「金融引締め」に加重して、さらに「財政緊縮化」もが深化していったわけである。

こうした緊縮政策強化によって、54年初頭には景気後退が明確になる。つまり「54年不況」であるが、では2つ目に(ロ)その「実態」はどうか。そこでまず1つとして、(A)「53-54年」に関するいくつかの「指標」(第1・6表)をざっと拾い出せば、例えば「実質国民総生産」21.0→21.6、「鉱工業生産指数」11.3(対前年上昇率21.5%)→12.3(8.8%)、「卸売物価上昇率」0.7→△0.7、「製造業実質賃金」41.6(7.5%)→41.8(0.5%)、などとなる。したがって2つには

(B)その「性格」が、「生産低迷・物価下落・賃金停滞」という「不況基調」という側面が目瞭然とってよいが、それは、最終的には雇用動向の悪化として反映していこう。すなわち、3つとしては(C)「完全失業者」が前年度の75万人が92万人へと激増し、最終的に55年3月には実に123万人にまで達した。まさに「54年不況」の進行に他ならない。

最後に、3つ目に(ハ)この「54年不況の性格」⁷⁾を全体的に総括しておきたい。そこで最初に1つに(A)その「特質」を大きく集約すれば、それが、「朝鮮戦争に立脚した『特需ブーム』の『整理＝沈静化』過程」として位置付け可能なこと——は明瞭であろう。もう一步具体的にいえば、この「54年不況」は、54年以降特需収入が減少に転じる中で、ブーム過程での貿易収支悪化に起因した「引き締め政策」強化を契機にして発生したと図式化可能であって、そこには、いわば「正常な景気循環形態」の発現が検出されてよい。

したがってそうであれば、2つとして(B)その「根拠」が以下の点に求められるのも自明であろう。すなわち、この不況は、それまで「特需ブーム」に支えられてきた「外部依存的要因」が解消されることによって惹起された不況であり、まさにその意味で、「朝鮮戦争の『戦争要因』消滅」をこそ根拠とした不況であった——のだと。そして、まさにこの「外部依存条件」の解消こそが「景気循環の自律性回復」を準備していったという論理系列が重要だと思われ、ここにこそ、「景気循環パターンの正常化」を検出する意義があろう。

そのうえで、以上の状況を前提とすれば、最後に3つには(C)「54年不況の歴史的 position」が次のように総括可能になっていく。つまり、この「54年不況」こそは、その脱却の先に、高度成長期にまで連結した、日本資本主義の「新たな段階」を準備する、まさに「過渡的な不況過程」に他ならなかった——と。こうして再建期・景気変動は1つの「像」を結ぶ。

II 組織化体系(1)——階級宥和策

[1]労資関係 次に、以上のような「基礎構造」を土台として展開された、国家による「体制組織化作用」の現実的展開に入っていこう。その場合、この「体制組織化」機能のまず第1は(2)「階級宥和策」に他ならないが、最初にその

1 番目の側面としてはいうまでもなく①「労資関係」⁸⁾が重要といってよい。このような視角から「再建期・労資関係の形成過程」をフォローしていくが、まず第1に、(a)その「基本展開」こそが全体の基礎をなす。そこで1つ目として(イ)「労働組合法」をチェックすると、よく知られている通り以下の点がポイントを構成しよう。すなわち、(A)「労働組合の法認」(B)「団結権・団体交渉権の保障」(C)「労働行政の警察行政からの分離」(D)「不当労働行為の禁止」(E)「労働委員会の設置」、などであり、それを通じて、労働組形成の基本的な合法化が明瞭だといってよい。つまり、この労組法では、まず何よりも、「団結権・交渉権・争議権」という「労働基本権」保障がその土台を構成しており、そして、まさにそれを確保するためにこそ、一方では、その侵害予防という点から「警察行政による介入の排除」と「不当労働行為」とが明確にされるとともに、他方では、その権利規定の遵守・履行という点から「労働行政＝労働委員会」制度の確立が強調される——という論理構成が採用されている。その意味で、「労働組合の法認」に関わる総合的な実体法化が確認可能なわけである。

そうであれば、——2・1スト以降、特に公務員スト権剥奪などを中心にその改悪化が進むものの——少なくとも「原型・労組法」の次元では、占領軍による「縛り」もあって、この労組法がかなり高いレベルの「労働基本権」規定性を発揮したことは否定できまい。

続いて2つ目に(ロ)「労働関係調整法」(46年9月公布)へ進もう。さて、先にも指摘した通り、この労調法は、構造的には「争議の調停・仲裁などの手続規定」と「公益企業の争議制限」という、毛色の異なる2種類の規定から構成されているが、まず前者については以下の点が注目に値する。すなわち、(A)「適用範囲」——調停実施範囲の、公益事業からすべての労働争議への原則的拡大、(B)「方法」——調停方法の、「斡旋・調停・仲裁」という3段階への区分、(C)「事務分掌」——調停事務の、行政官庁から労働委員会への移管、(D)「措置発動」——調停措置発動における、当事者からの請求不可欠性、(E)「強制力」——「仲裁」を除いて、「斡旋・調停」には拘束の強制力はないこと、であって、調停手続きの「細分化」が見て取れよう。それに対して後者については、以下の3点が直ちに目に付くといってよい。つまり、(A)調停申請後30日を

経過しなければ争議行為をなし得ない点(第37条), (B)労働委員会の職権による強制的な調停措置がある点(第18条), (C)警察官・消防職員・刑務所職員および現業を除く国・地方の公務員の争議行為を禁止した点(第38条), に他ならず, その意味で, 多方面からする, 争議行為に対する抑止条項が無視できない。

したがってそうであれば, この労調法の理念が, 労組法を基礎的な土台としつつも, その規定の無制限な発現を許すのではなく, それに一定の「体制的枠組み」フレームを設定する——という次元にこそあるのは自明であろう。言い換えれば, それは, 労働争議を「体制的枠組み」内部へと導入することによって, 階級闘争が「体制の範囲」を超え出ないことを目指す, まさに「労働争議調整法制」以外ではない点は自明であり, そこにこそ, この「労調法」の本質があった。そのような意味でこそ, 労組法とは「対」をなすのである。

そのうえで最後に3つ目こそ(ハ)「労働基準法」(47年4月公布)であろう。周知の通り, 戦前期にあっても例えば「工場法」(1916年施行)においてある程度の労働者保護立法が実施されてきたが, この労基法が, 以下のようなポイントにおいて, そのレベルを圧倒的に超えているのはいうまでもない。すなわち, (A)ほとんど全種類の労働領域および全ての労働案件に適用可能な, その「統一的・普遍的・包括的性格」, (B)労働者への「取締り法」的性格から脱却した, 労働者権利の法認に基づく「労働基準」の要求体系化, (C)「労働時間・休憩・休暇・有給休暇・賃金・労働契約・衛生」などに関する, 広範かつ緻密な「労働者保護内容の拡充」, (D)使用者の「無過失責任制」の導入, (E)「労働者—労働基準監督署—監督官」から構成される「監督機構の拡大・強化」など, これである。

こうして, 主要には「使用者側の『無過失責任性』」に立脚しつつ, あくまでも「労働者権利の法認」にこそ根拠付けられて, かなり「包括的・普遍的・無差別的」方向性から「労働者保護内容」の提示が進められた点にこそ, この労基法の特質が検出可能といってよい。まさにこの側面にこそ, 戦前期・「工場法」段階を決定的に凌駕する, 「戦後段階」型進展があろう。その意味で, この労基法が労組法のいわば1系論であることは当然なのである。

以上, 「労資関係」の「基本展開」を, 労組法・労調法・労基法という3つの労

働基本法体系に即してフォローしてきた。そこで次に問題となるのは、これらの基本体系が「資本主義の現代の変貌」とどのような内的連関にあるのか——という点の確定に他ならないが、そのためには第2に、(b)いくつかの「現代型・基本体系」⁹⁾との「比較考察」が必要であろう。そう考えると、その「比較対象」のまず1つ目として、何よりも(イ)「ワイマル体制」¹⁰⁾が挙げられることに異論はないが、他の機会に詳細に検討したように、「ワイマル型労資関係の特質」は以下のような点にあった。すなわち、ワイマル労資関係の基軸はいうまでもなく「ワイマル憲法体系」に表現されているが、まず1つとして、その出発点を画した(A)「中央労働共同体協定」(1918年11月)からみていこう。さてこの「協定」は、ドイツ11月革命という緊急事態の下で、有力資本家と労組代表との合意によって妥結をみたものだが、その骨子は以下のように整理可能だといってよい。つまり、①「労働組合の承認と男女労働者の団結権の保障」②「労働諸条件の団体協約による決定」③「労使双方の同数からなる調停委員会もしくは調整機関の設置」④「8時間労働制の実施」⑤「協定の実施……に関する協議機関として労使同数からなる中央委員会の設置」、などであるが、この「協定」をこのようにざっとみただけでも、それが、「団結権保障・団体協約制・協議制・調停制度・労働条件」などの点で、日本の労働改革と同質的位置にあるのは一目瞭然であろう。

ついで2つには(B)「ワイマル憲法」(19年8月)自体が注目されてよい。周知の通り、このワイマル憲法は、大きくは、「議会制民主主義の確立・集团的労資関係の容認・労働保護の拡充」などの「ブルジョア民主主義の確立」と、資本主義的労資関係の枠組みを一定程度は超える、いわゆる「現代的労資関係規定」とを両輪としていた。そこでここでは、特に後者を立ち入ってみていくと、もちろんこの憲法が「資本主義憲法」であるかぎり「私的所有の制度的保障」(第151-154条)が明確であるのは当然だが、しかし他方では、「労働力はライヒの特別の保護を受ける」という宣言の下に、統一的な労働法制の法定が義務づけられた(第157条)。やや具体的にいえば、「労働者および職員は賃金・労働条件の規制ならびに生産諸力の全経済的發展に企業者と共同して同権的に関与することを資格づけられる」(165条第1項)と明記されるのであるから、その点で、憲法規範における「所有権と労働権との並存」が明瞭であろう。ま

さに「労資『同権』」的特質が否定できない。そして、この「同権化」規定を担保するものとしてこそ、その制度的保障システムも導入されたといつてよく、——労働者がその利益を擁護するために——まず「法律上の代表者」として「労働者評議会」を結成したうえで(同2項)、次にそれを基盤として、経済的諸課題の実施調整のために企業と合同で「経済評議会」が構成される(同3項)と定められた。要するに、「ワイマル憲法」の中に「労資同権化」指向が何よりも確認可能であるが、その点で、「団結権・交渉権・争議権」の法定化が実現した「日本型・労働改革」が、まさにこのワイマル憲法型・労資関係と基本的に同じ地平に位置づくこと——はいわば自明であろう。

以上をふまえると、3つには(C)「対・ワイマル体制比較」としてはこう「総括」されるべきであろう。つまり注意が必要なのは、この「共同体協定—ワイマル憲法」が、何よりも、ドイツ革命から資本主義体制を「救う」ための大きな「譲歩」=「階級宥和策」であり、したがってその意味で、それが、「階級宥和策」をその1つの決定的な要件とする、「ドイツ資本主義の現代化」のまさしく基本指標であった点——である。そう考えてよければ、この「共同体協定—ワイマル憲法」と明確な同質性をもつ「日本型・労働改革」もまた、——歴史的規定性は異なるとはいえ——「ワイマル型労資関係」と同様に、「現代資本主義」化の基本的な構成条件である「階級宥和策」という「本質」をもつことは、当然であろう。

続いて、その「比較対象」の2つ目は(ロ)「ニューディール体制」¹¹⁾に他ならない。そこでまず1つとして(A)「NIRA第7条(a)項」(1933年)が問題になるが、周知のようにこの規定は「全国産業復興法」(NIRA)のうちいわゆる「労資関係規定」ブロックの中心をなすものであって、概略として以下のような内容をもつ。すなわち、まず「大統領承認以前の産業組合には法の利益は保障されない」という「大統領監督権限の確認」(第6条)を前提にし、そのうえで、第7条(a)項において「団体権規定と最低賃金・最長労働時間規定」という「労働保護規定」が明記される。まさにこの規定を通して、団結権・交渉権が明示されるとともに、そこから発生する争議に対する調停機関としては「全国労働委員会」(NLB)の設置が認められた。さらにそれに加えて、「最賃制・労働時間規定」に代表される「労働基準」に関しても一定のガイドラインが敷設されていくか

ら、この規定によってアメリカにおける「労働基本権付与」は大きく進展したことが分かる。そういつてよければ、「NIRA第7条(a)」が、「労働基本権付与・争議調停機関設置・労働基準設定」などの点で、戦後日本で実現をみた労働改革の、いわばその源流を形成したことは当然だと整理されてよい。

ついで2つには、(B)「ワグナー法」(「全国労働関係法」35年)との対質化が興味深い。さてこのワグナー法の枢軸点は2つあるが、まず1面では、すでにNIRAで明示された「団結権・団体交渉権」を前提にしつつその保護を法制化するとともに、さらに進んで、「組合運動や採用条件に対する資本家の干渉・抑制・強制・差別」を「不当労働行為」(unfair labor practice)として明確化する(第7・8条)。そのうえで他面で、その監視機関として「全国労働関係委員会」(NLRB)を設置し、独立行政委員会としての権限行使を通じながら、「不当労働行為」の阻止と団交方式・手続きなどに関して労働者権利の保護が目指された(第3・6・9・12条)。要するに、法的に「保護」されるべき「権利」として「労働基本権」が明確化されたといつてよいが、まさにこの「不当労働行為」という側面においても、ワグナー法が、日本型・労働改革の中に、その中軸として継承されていることは明白であろう。

したがって3つとしては、(C)「対・ニューディール体制比較」の方向からは以下のように「総括」可能なように思われる。その場合、まず何よりも踏まえるべきは、「NIRA—ワグナー法」こそ、アメリカ大恐慌にともなう、「大型不況と階級闘争激化」という「アメリカ資本主義の体制的危機」の下で、「資本主義組織化」における1つの基本的条件として作用した「階級宥和策」の、まさにそのメイン・ルートであった——という点に他ならない。そしてそうであれば、「日本型・労働改革」も、この「ニューディール型労資関係」からの「継承関係」が本質的に明瞭であるかぎり、それが、「資本主義の『現代化』」の1つの「指標」たる「階級宥和策」の、その重要な一環として位置付けられるのもはや自明であろう。こうして「日本型・労働改革」はまさに「階級宥和策」の発現だと整理されてよい。

最後に3つ目に、(ハ)「高橋財政」¹²⁾との歴史的比較も不可欠であろう。そこでまず1つとして(A)その「前史」を一瞥しておく、日本における労資関係変容の契機は第1次大戦期にあつて、大戦を巡る労働力需要の激増と労働

市場の流動化とによって、まず「間接的管理体制」の解体と「直接的管理体制」への移行が開始された。ついで20年代に入ると、長期不況に対応して企業内養成制度と企業内福利制度の定着が進むが、その動向は30年代になると、封鎖的労働市場という形態の下で「終身雇用・年功序列的パターン」を備えた新型・雇用構造に帰結していく。こうして20年代から30年代にかけて、まず企業内労資関係において協調主義的基調が形成をみるといってよく、まさにその点で、資本による労働者の「現代的企業内統合」の進展が確認されよう。ここにまず「端緒」がみて取れる。

次に2つに(B)国家の労働政策へ目を向けると、この時期に、明らかなその「現代的転換」が現出してくる。つまり、早くも大戦期から「工場法」に替わるより協調主義的な労働立法への検討が始まる他、さらに20年代に入ると、内務省社会局を中心として、労働組合の「事実上の法認」と、集团的・団体的労資対立関係に立脚した「労働争議調停法」(26年)の制定とが進められていく。したがって、協調主義的路線の主流化が検出可能だと判断できるのであり、要するに、やはりこの20-30年代にかけて労働政策面においても、《主従関係》や「個人的市民関係次元」を一步超えた、「集团的・団体的レベル」での「現代型展開」が進展した——と整理可能であろう。まさに「現代的労資関係」の「始動」に他ならない。

そのうえで3つには、(C)30年代後半からこの協調路線の「空洞化」が進んだことも否定できない。つまり、まず土台的には、大企業経営における工場委員会制度の掘り崩しに制約されて企業内労資関係変質が余儀なくされるが、それがついで労働政策面に反映されて、協調主義的基調から「労資一体・報国主義」基調への移行＝空洞化が帰結していく。しかしその場合に注意すべきは、この空洞化の中でも、20-30年代を通して進行してきた「集团的＝団体的労資関係としての現代的労資枠組」は決して解体されたわけではなく、むしろその「集团的団体化」を前提にしてこそ、国家が、「右翼的・報国的系列化」という意図に基づいて「上から統合する」というパターンを採用した——とみるべきであろう。

このように論を運んでくれば、「対・高橋財政比較」については、結局、以下のように「総括」できるのは当然であろう。すなわち、第1次大戦から30年

代にかけて日本においても、ワイマル体制やニューディール体制とその「本質」において同質な「現代的労資関係」の形成過程が進行したと意義づけしてよいのであり、そしてそこになお「未確立＝未成熟」な点として残存した限界（その典型こそ「労働基本権」の未法定化であろう）を、まさに体制的に打破・解体した改革こそ、戦後日本の「労働改革」以外ではなかった——のだと。

以上をうけて最後に第3として、(c)戦後再建期における「労資関係」展開の「意義」を簡単に総括しておきたいが、その場合、ここまでの検討を通して、次のような論点がすでに証明されたように思われる。そのまず第1論点は、(イ)戦後日本の労働改革によって形成された「労資関係」は、例えば「ワイマル体制」や「ニューディール体制」における労資関係と同質な、いわゆる「階級宥和策」としての「本質」をもっていた——という点である。したがってこの側面を重視すれば、日本における戦後型・労資関係は、結局、まさにこの「階級宥和策」機能を発揮するものとしてこそ実現したと整理されるべきであろう。そのうえでついで第2論点は、(ロ)この「階級宥和策」こそ、資本主義体制における反体制運動の「体制内化」というその体制的課題との関連で、「現代資本主義」化の決定的基軸に他ならない——というポイントに関わる。つまり、この点は、「ワイマル・ニューディール体制」においてすでに歴史的に解明されている通りであって、1930年代の体制的危機に直面して資本主義は「現代資本主義」への「転換」を余儀なくされるが、その「体制的転換」のまさに根底的基軸こそ、1つは「労資対立関係の体制内化＝安定化」を目指すこの「階級宥和策」であり、そしてもう1つは——後に考察する——「資本蓄積促進策」以外ではなかったわけである。要するに「階級宥和策＝現代資本主義の基軸」といってよい。

こう考えてよければ、最終的に第3論点として、(ハ)以下のような「帰結」が表出してくるのは自明であろう。すなわち、「戦後日本型・労働改革」こそは、「労資関係における『階級宥和策』」を実現したという「意義」において、「日本型・現代資本主義の『再編』」をもたらした、まず1面での、まさにその基本的な歴史過程に他ならなかったのだ——と。

〔2〕社会運動 続いて、「階級宥和策」における第2番の側面として②「社会運動」が無視できまい。言い換えれば、上述した「労資関係」の下で、階級闘

争を基軸とする「社会運動」がどのような態様で展開しその結果どのような帰結に帰着したのか¹³⁾——がやや立ち入って検討される必要があるが、それを通してこそ、「階級宥和策」展開の現実的機能過程が確定可能だと考えてよい。そこで、以下の3局面に区分しながらフォローしていこう。

まず第1の(a)「第1局面」は、1945年10月幣原内閣成立から46年5月の「マッカーサー警告」までのフェーズに他ならないが、最初に1つ目として、(イ)その「背景」から押さえていくと、この局面が、何よりも急速に高まる「労働攻勢の時期」である点が目立つ。すなわち、例えば、読売新聞の「生産管理闘争」に示されるような急激な労働争議の高まりと労働組合の結成の昂進、さらには食糧メーデーにおいて顕著な労働者階級による街頭の制圧、などが進行していった。まさに「体制的危機」の発現とさえ把握されてよいが、それ故、この「体制的危機」は、マッカーサーの「大衆示威活動への警告」によって収束される以外にはなかったわけである。こうして革命勃発は辛うじて抑止されていく。

ついで2つ目に、(ロ)この「第1局面」の「現実的展開」に目を移すと、概略として、階級闘争過程における以下のような軌跡が描かれていく。すなわち、45年10月「読売争議」＝「生産管理闘争」→生産管理闘争深化→46年2月政府「違法労働行為の処断」声明→同2月「関東食糧民主協議会」による「食糧の人民管理」→同GHQ憲法原案提示→同3月マッカーサー総選挙を命令→同4月「幣原内閣打倒国民大会」→同総選挙→同5月食糧メーデー→同マッカーサー大衆示威運動警告、これである。みられる如く、「生産管理闘争」を中軸とした熾烈な「政府打倒運動＝階級闘争」の激化と、マッカーサーの「超法規的警告」による闘争収束化とが一目瞭然だが、その場合に無視されてはならないポイントは、他面で、闘争収束化の基盤として、体制側からする、「総選挙・憲法制定」などという「階級宥和策」の試行もが追求されつつあったことに他なるまい。この点をも重視しておこう。

以上を受けて3つ目に、(ハ)その「特質」を集約しておけば以下のように整理できよう。すなわち、その枢軸は2つあるが、まず第1論点は、この局面での階級闘争争点¹⁴⁾が、闘争課題面では「資本主義か社会主義か」という「体制選択」に、また闘争戦術面では「生産管理と街頭制圧」による権力機構の破壊に、

それぞれあった点に他ならない。まさにその意味で、もし日本資本主義の打倒が可能であったとすれば、この局面以外にはあり得なかったといえよう。次に第2論点は、「資本主義崩壊」を招きかねないこのような「危機」を克服する条件として、——マッカーサーによる弾圧と並んで——「選挙実施・憲法制定」という「階級宥和策」が絶大なる効果＝機能を発揮した点であろう。こうして、「階級宥和策」という「現代資本主義型・労資関係」が、その危機収束策として作用したわけである。

次に第2に(b)「第2局面」へ進もう。さてこの局面は、46年5月第1次吉田内閣成立から47年1月のマッカーサーの「ゼネスト中止命令」までのフェーズからなるが、まず1つ目として(イ)その「背景」はどうか。その際、局面的背景として重要なのは、すでに指摘した「マッカーサーの警告」を支持基盤として第1次吉田内閣の成立をみたことであって、それを政治的条件にしつつ、この「第2局面」では、支配階級が次第にその体制再建を進捗させていくことになる。換言すれば、支配者階級は「マッカーサー警告」・「吉田内閣成立」を契機として「体制的危機」を一応乗り切ったとあってよく、それを土台として、階級闘争の内実も、「資本主義の枠内」における「再建の内容」を巡る闘争へと転換せざるを得なかった。要するに、「資本主義的再建」を前提とした労資対立状況が進行していく。

そのうえで2つ目に、(ロ)この「第2局面」の「現実展開」へ進もう。そこで、この「第2局面」における階級闘争針路をざっと追跡すれば、例えば、46年6月政府「社会秩序維持・生産管理否認」声明発表→同読売従業員組合に対する弾圧→同8月総同盟結成大会→同産別会議組成大会→同9・10月国鉄・海員・東芝の首切り発表と撤回→同10月「10月闘争」と電産型賃金の獲得→同12月生活権確保・吉田内閣打倒国民大会→同12月傾斜生産方式閣議決定→「2・1スト」に対するGHQの中止命令、という経過が辿られる。こうして、「10月闘争」に向けて労働者運動の攻勢が続いたが、そこをピークとしてそれ以降は、闘争目標は、例えば電産型賃金や全官庁の賃上げ要求に顕著のように、「資本主義体制枠組内部」での要求へと切り替わっていく。まさに「第1局面」との相違は明白であろう。

そうであれば3つ目として、(ハ)この「第2局面」の「特質」は以下のように

整理可能といってよい。すなわち、そのポイントは2つに区分できるが、まず第1論点は、体制側の一定の立ち直りによって、この局面での階級闘争争点「第1局面」での「資本主義か社会主義か」という「体制選択」闘争から、「資本主義体制内部」における「解雇反対・賃金引上げ」闘争へと転換している——点である。その点で「資本主義の体制的危機」はその深刻度を和らげ、したがって、その分だけ「体制の組織化」が進展をみたわけであろう。

そのうえで第2論点は、以上のような「体制内闘争」への傾斜強化が、それとまさに逆相関的に、「労働運動における『組織化』」進展を実現した点に他ならない。事実、階級闘争の「体制内化」過程と同時進行的に、総同盟・産別結成という労働組合組織の整備・進展や、電産・海員・国鉄・東芝などにおける解雇反対闘争勝利が進んでいるのであって、「雇用・賃金・組織化」面での成果獲得といわば「引き換え」に「階級闘争の体制内化」を余儀なくされた——と論理化可能だと思われる。まさに「体制組織化」の「裏面」という以外にないが、ここにも「階級宥和策」機能発揮の絶大性が曇りなく現出しているよう。

以上を前提として、最後に第3は(c)「第3局面」である。そこでまず1つ目に(イ)この「第3局面」の「背景」から入るが、この局面は時期的には、1947年1月31日の「2・1スト禁止」から48年7月のマッカーサー書簡を経つつ、さらに49年4月「ドッジ・プラン発表」を挟んで50年6月の朝鮮戦争勃発およびレッド・パージまでを含む。そして内容的には、一面では、「2・1ゼネスト禁止」後マッカーサーの指示で実施された総選挙とその結果たる中道政権成立という政治過程が進行するとともに、他面では、労働運動潮流の分裂と「マッカーサー書簡」・「政令201号」(47年7月31日)による「公務員争議の禁止」とが発現していった。まさにその意味で、このフェーズは、全体的にみて労働運動が退潮へ向かう時期だという以外にはなく、日本資本主義の世界経済への復帰を目指して進められた、体制側からの「経済安定9原則」以降の「財政整理・企業整理・レッド・パージ」攻撃に対して、労働者階級は、有効に反撃し得ず後退に次ぐ後退を余儀なくされたといってよい。

そこで2つ目として、この階級闘争過程の(ロ)「現実展開」にまで立ち入ると、概略として以下のような軌道がみて取れる。すなわち、49年6月東芝4600人整理案発表→同東芝労連企業整理反対スト突入→同7月国鉄整理第1次3

万7千人発表→同「下山事件」→同国鉄整理第2次6万2千人発表→同「三鷹事件」→同8月「松川事件」→50年3月総評準備会→同4-8月日立製作所賃上げ解雇反対争議→同6月朝鮮戦争勃発→同9月レッド・パージ開始、という動向であって、まさに嵐のような階級闘争に息を飲む以外にはない。

こう把握できれば、3つ目に(ハ)この「第3局面」の「特質」は次のように集約可能ではないか。すなわち、以下の2ベクトルに即して整理されてよいが、まず第1論点は、主としてGHQによって「外部から」、階級闘争＝労働運動への分断作用が開始されていく点であろう。具体的には、一方では、「産別」に対抗する「民主化同盟」が育成されつついわば「労働戦線」の「分裂」が進められるとともに、他方では、「下山・三鷹・松川事件」を通すフレームアップによって労働者階級への政治的威嚇・解体の策動が実施されていく。そして、まさにこのような体制側からの攻撃にバックアップされてこそ「大量解雇・工場閉鎖・生産管理弾圧」が現実化し、それによって始めて、日本資本主義の再建が可能になったのはいうまでもない。そのうえで次に、第2論点として、体制「内部から」の変容要因が促進されていく作用も決して軽視されてはなるまい。事実、「国際自由労連」につながる「民同派」による「体制・企業への協力」が台頭しつつ、それが片山・中道政権とも連携して「体制内派」を構築したから、それが、一方では日本資本主義の再建を加速させたとともに、他方で、労働運動を退潮へと追い込んでいった——のはいわば当然であった。

こうして、「第1局面→第2局面→第3局面」という局面展開を経過する中で、戦後日本の「社会運動」＝階級闘争過程は、最終的には1950年代初頭には一定の「収束＝安定化」を実現していくことになる。換言すれば、戦後日本資本主義の「体制的危機」の「体制内統合」に帰着したということだが、その「体制内統合」をもたらした「決定的条件」こそ、多様な形態で操作・機能した、まさに「階級宥和策」であった点はもはや自明であろう。

〔3〕社会保障 最後に、「階級宥和策」の第3番目の側面こそ③「社会保障」¹⁴⁾に他ならない。いうまでもなく、資本主義国家による体制的安定策としての「階級宥和策」は、一面で、すでにみた「労資関係作用」を通してとともに、他面で、「社会保障作用」を経由しても遂行されるという構造をもち、まさにそ

の総体を通じてこそ「社会運動の体制内化」が追及されるが、ここでは、「労資関係」側面と並ぶ、もう一方の側面である「社会保障」へと目を転じよう。そこで、1945-54年までの局面を戦後復興期・社会保障の展開過程としてフォローしていくが、その場合、この局面は内容的にみれば、45-49年の「GHQ民主化政策の一環」フェーズと49-54年の「制度創設」フェーズとに区分可能といつてよい。

したがって最初に第1として、(a)「GHQ民主化政策の一環」フェーズから立ち入っていくと、まず1つ目に(イ)その「背景」が興味深い。すなわち、その嚆矢は何よりもGHQが発した「覚書」にこそ発したとみてよく、軍人恩給の禁止を意図したGHQ覚書「恩給および年金に関する件」(45年11月)を先陣としつつ、さらに12月には「救済ならびに福祉計画に関する件」という覚書が発せられている。こうして、「国家責任・最低生活の維持・無差別平等の処遇」という「公的扶助の理念」が、まずGHQから提示されていく。

ついで2つ目として、まず公的扶助の分野において、(ロ)「生活困窮者緊急生活援助要綱」(45年12月)という形で制度化が始まる。そこで、1つに(A)「実状」にふれておくと、いうまでもなく敗戦後における日本経済の荒廃は甚大であり、生産・雇用の極端な縮小とインフレの激しい昂進とによって国民生活窮乏はまさに危機に瀕していた。その点で、戦後日本資本主義が、「社会体制としての存続」という土台において決定的なピンチに直面していたことは明白だといつてよい。しかし、それに対する政治的救済策には(B)構造的な「限界」が否定できず、政府は何らの有効な手も打てなかった。というのも、戦前から継承された救済制度は、まず制度的には「救護法」・「母子保護法」・「軍事扶助法」・「医療保護法」などに分散されていて不統一だった他、その「救護対象」もそれぞれ「限定的」だったし、さらにそれに加えて、その「救護程度・方法」がそれぞれ分断的に設定されるに止まっていた——からに他ならない。こうして、既存の体系では強力な救済措置は不可能であった。

まさに以上のような状況の中でこそこの「要綱」が発議されていく。そこで(c)その「内容」だが、政府は、GHQの指導を受けながら45年12月に、以下の「要綱」を閣議決定するに至る。すなわちそれは、生活困窮者に対して「宿泊・給食・救療・衣料寝具・その他の生活必需品の給与・食料品」の補給などを実施し、

それを通して、緊急に最低限の「生活援護」を行うというものであった。こうして政府は緊急的な対策に着手せざるを得ない。

それを受けて3つ目に(ハ)「生活保護法」(46年9月)が成立をみる。そこでまず1つとして(A)その「経過」から入ると、いまふれた「要綱」はあくまでも「臨時的応急的措置」に止まったから、政府はその発展的見通しを得るために、12月になって、これまでの救済制度を抜本的に改正した「救済福祉二関スル計画」をGHQに提出した。これに対してGHQは、46年2月に「国家責任と無差別平等」を重ねて強調した覚書「社会救済」を政府に手交したのであり、これこそが、公的扶助に関する理念として政府の指針となっていくた。

そこで2つに(B)その「内容」に進むと、この指針に沿って46年9月に「生活保護法(旧法)」が成立するが、その骨子は以下の点にあるとみてよい。つまり、「公的扶助責任を確立し、貧困を社会的責任として認め……従来の救貧法的な伝統を打ち破り、国家責任による近代的な社会保障制度への前進を示したものの(厚生省見解)」という理念の下で、①「国家責任による要保護者の生活保障の原則を確立したこと」、②「保護の対象について一切の制限を排除し、いわゆる無差別平等の原則を打ち立てたこと」、③「保護の財源について、その8割を国庫において負担する措置をとったこと」、という3「構想」が提示されていった。あくまでも「政府構想」に過ぎないとはいえ、その「意図」だけは確認できよう。

しかし3つには、(C)その「限界」もまた明瞭というしかない。すなわち、①「保護基準内容」が一般生活水準に比較しても極めて貧弱である点、②厳密な意味における「最低生活費観念」が乏しい点、③社会保障体系における「公的扶助理念」が希薄＝不明確な点、などが直ちに指摘可能であって、この「生活保護法」体系の未成熟性は否定し得まい。

そのうえで次に第2は、(b)「制度創設」フェーズである。そこで、取り合えずまず1つ目に(イ)その「背景」が注目されるが、周知のように、48年12月「経済安定9原則」実施および49年3月「ドッジ・ライン」を契機として、社会保障を巡る状況は49年を境に一大転機を迎える。つまり、一連のデフレ政策の強行によって大量の失業が発生した(48年=19万人から49年=38万人へと倍増)からであって、ようやくスタートしたばかりの社会保険でそれに対処するこ

とはまず不可能であった。その結果、多くの失業者は最終的には生活保護に依存する以外になかったが、しかし、先にみたように「生活保護法」自体にも多くの限界があった以上、この生活保護制度による救済対策も有効ではなかったのである。

まさにこのような「経済状況変化」と「制度的問題性」とに迫られてこそ、49年以降に、一定の「制度改正＝創設」が進行していくわけである。「体制的安定化」への対応といってよい。

このような方向から、2つ目として(ロ)その「制度改正」へと立ち入ると、まず1つは(A)「生活保護法改正」であって、社会保障制度審議会の勧告を受けつつ、50年5月には、「国民の最低生活の保証」・「保護請求権の付与」・「不服申立制度の確立」・「欠格条項の明示」を主内容とする「新・生活保護法」が成立をみた。ついで2つとしては(B)「社会保険」面での制度創設が目を引く。やや具体的に指摘すると、47年4月の「労働者災害補償保険」と同12月の「失業保険」とが特筆されるべきであり、この両制度の創設によって、——その内容充実はともかくその「形式」のうえでは——日本型・社会保障制度が一応の現代的な体裁を整えたといってもよい。まず前者は、従来は健康保険・厚生年金保険が代行してきた「業務上の傷害・疾病に対する補償」をこれ以降は独立の制度によって運営する点を明確化したが、同時に、同法の制定によって、労働者の業務上の災害に対する事業主の「無過失賠償責任原則」もが名実ともに確立された。また後者は、戦前には先行制度を持たない、いわば純粋な「戦後型制度」だとみてよいが、その背景に、戦後型政治経済状況が発現させた大量失業とそれに起因する社会運動の激化とが存在するのは当然であり、したがってその点で、まさに「階級育和策」の顕著な典型例であることに異論はあり得まい。

そのうえで3つとして、(C)「社会福祉」分野でも「制度創設」の例が確認できる。例えば、「児童福祉法」(47年)および「身体障害者福祉法」(49年)がその代表例であって、それらは、生活保護法のいわば「特別立法」という性格をもつといってもよい。その点で、混乱・復興期における、生活保護法に対する「緊急・補完的」措置だとみるべきであろう。

最後に3つ目として、(ハ)この「制度創設」フェーズの「特質」はこう整理可

能ではないか。すなわち3点に集約可能であって、1つには(A)「政策発動主体」——GHQから相対的には自立して「日本政府」が政策発動のイニシアティブを把握していくこと、2つとして(B)「発動背景」——デフレ政策強行に伴う「大量失業」への対処が不可欠化したこと、3つに(C)「体制の本質」——その意味で積極的な「階級宥和策」展開として本格的に定着化したこと、これであろう。もはや「民主化政策」期性格を明確に超えているのである。

以上、「階級宥和策」の第3側面として「社会保障」をみてきたが、その検討に立脚して、第3に(c)その「全体的意義」を手短かにまとめると以下のように総括できよう。すなわち、もちろんその「保障水準」としては不十分に止まるとはいえ、戦後日本資本主義が惹起させた「失業・低賃金・労働災害・生活困難」に対して、政府は——GHQと連携しつつ——「生活保護」・「社会保険」・「公的扶助」・「社会福祉」の制度枠組形成を進めたが、まさにそれによる一定の「生活条件確保」によってこそ、「生産管理闘争・大衆的街頭闘争・内閣打倒政治闘争」の沈静化が進行し、次にそれを土台として、「階級闘争の体制内化」と「経済再建・復興の進捗化」とが実現をみたといつてよい。そうであれば、この「社会保障」の「意義」ももはや明白であって、「社会保障の一定の展開は、社会運動を体制内に包摂することによって階級闘争を体制内化し、まさにそれを通してこそ、資本主義体制の安定化＝反革命化を実現した」——のだと。まさに「階級宥和策の展開」という以外にはない。

Ⅲ 組織化体系(Ⅱ)——資本蓄積促進策

[1]金融政策 取り急ぎ、国家による「体制組織化」の第2機能をなす(3)「資本蓄積促進策」へと移ろう。最初にその第1番目の側面こそ①「金融政策」¹⁵⁾に他ならないが、まず第1に全体の前提を形成する(a)「日銀の制度的システム」の面から入ると、敗戦後の戦後改革においても、日銀制度のシステムの基本はほぼ不変のまま継続された点が注目に値する。したがって、この戦後期に再スタートした日銀制度の特質を理解するためには、戦前における日銀システムの制度的展開を一応押さえておく必要がある。そこで、戦後期・日銀システムの原型を形成したものとしては、1つ目に(イ)「高橋財政期・制度

的再編¹⁶⁾が重要といってよい。すなわち、周知のように、1931年12月の「金輸出再禁止・国内金兌換停止」によって内外ともに金本位制の停止＝「管理通貨制への移行」が実現するが、このような金融制度の大枠を改編したうえで、まさにそれを内容的に保証するためにこそ、32年6月には、以下のような「日銀制度の改正」が法的に進められていくわけである。

いまその基本的論点のみを示せば、大きくは例えば以下の3点にまとめられ得る。つまり、(A)日銀券保証準備発行限度額の、1億2千万円から10億円への大膨張、(B)限外発行税率における、「5%以上」から「3%以上」への引き下げ、(C)日銀営業収益の、日銀納付金制度による政府への取り入れ——であって、新局面に対応した、日銀制度・機能の再編成が見て取れる。その点で、この日銀制度改正の目的が、何よりも、「管理通貨制」に立脚して、通貨供給の量的制限範囲を積極的に拡大しようとした点にあることは明白であろう。

しかし、この「31年再編」がそのまま戦後へ継続したわけではない。そうではなく、ついで2つ目として、戦争経済展開に対応した(ロ)「戦時体制期・制度的再編」(42年2月24日)が実施をみる。いうまでもなく、ナチスに範を採った「戦争遂行型＝ファシズム型」中央銀行システムの導入に他ならないが、その「戦争遂行型・中央銀行システム」という点では、例えば「日銀法」における以下のような条文がまさに「面目躍如」というべきであろう。つまり、全体の冒頭でまず日銀の「目的および使命」が規定されるが、最初に、「日本銀行は国家経済総力の適切なる発揮を図る為国家の政策に即し通貨の調節、金融の調整及信用制度の保持育成に任ずるを以て目的とす」(第1条)るとされて、その「目的」が、何よりも「国家の政策に即して「国家経済総力の発揮を図る」点に置かれていく。そしてそれをふまえてこそ、次の第2条で、その「任務」が「日本銀行は専ら国家目的の達成を使命として運営せらるべし」と明記されるわけであり、したがって全体としては、日銀の運営基準がまず「国家目的への寄与」以外にはないことが一目瞭然だとみてよい。

ついで、このような「理念」の現実化として、その「機能・対政府関係・発券」などが明示されるが、まず「対政府関係」が、「日本銀行は政府に対し担保を徴せずして貸付を為すことを得」(第22条)るという点から、その「対政府無

制限信用供与性」が明確にされる。まさに「国家目的への寄与」の現実相とあってよいが、さらにそこから、その手段として、一面では、「日本銀行は国債の応募又は引受を為すことを得る(同条)という「赤字国債の日銀引受」と、他面では、「主務大臣は……銀行券の発行限度を定むべし」(第30条)という「発券量の政策的調節」とが、規定されるのは当然であろう。そうであれば、この「42年再編」が、「31年再編」における「管理通貨制」成立を土台としつつ、それに、さらなる戦時体制型の「金融調整的性格」が付加されたものである点——は自明とあってよい。

以上をふまえると、最後に「日銀システム」に関しては、3つ目に(ハ)端的にこう「総括」可能だと思われる。すなわち、戦後・日本資本主義がその再建過程において所与条件として前提にした「日銀システム体系」こそは、以上のような歴史的展開過程をもった、まさに「かなり『徹底化された』管理通貨制システム」以外ではなかったのだ——と。

続いて、以上のような「日銀システム」の土台上で作用した日銀機能へと目を転じるが、この局面の日銀機能として極めて大きな比重を占めたのは、第2に(b)「復興金融公庫債の日銀引受」¹⁷⁾に他ならない。そこで最初に1つ目として、(イ)その「背景」から追えば、周知のようにこの復金は、戦時補償の打ち切りによる大資本の打撃を金融面から緩和しつつ復興促進に必要な資金の供給を任務として47年1月に設立された政府機関であって、その資本金は政府出資を基本としていた。しかし、そのうえで重要なことは、未払込資本額から債務保証額を差し引いた額だけ「復興金融債券」を発行できることになっていた点に他ならず、事実、払込資本が少なかったため、復金の活動はその大部分がこの債券発行(億円)による資金で賄われる以外にはなかったのである(46年=30→47年=559→48年=1091)。

そうであれば巨額なこの復金債の消化が直ちに問題となるが、民間銀行がなお再建途上に止まっていた以上、その大部分が日銀引受に依存したのはいうまでもない。そこで2つ目に(ロ)その「引受実態」に目を向けると、日銀の「復金債引受比率」は例えば以下のような軌跡を描く。すなわち、46年度=28億円(94%)→47年=425億円(76%)→48年=703億円(64%)と動き、総計では1156億円(69%)となるから、その構成比の圧倒性が目立つ。

したがって3つ目に、「復金債の日銀引受」の(ハ)「意義」はもはや明白であって、以下のように集約されてよい。つまり、この「『管理通貨制』に立脚した復金債の『日銀引受』」こそ、一方でインフレを加速させながら、他方で、独占資本への潤沢な資金供給を実現することによって資本蓄積を促進した点——これである。まさに日銀の体系的機能であろう。

そのうえで、以上のような「管理通貨制に立脚した日銀機能」を、最後に第3に(c)「発券量」の側面からも総括しておきたい。いま例えば「日銀券発行残高」(億円)の推移を追うと、次のような顕著な激増数値が拾える。すなわち、45年=554→46年=933→47年=2191→48年=3552→49年=3553→50年=4220という経過を示すから、敗戦直後に倍増を遂げつつ47年には一段の増勢を強めた後、「経済安定9原則—ドッジ・ライン」が実施される48—49年になってようやく発券水準増加が鈍化する——という時間的な図式が理解できよう。

要するに、「管理通貨制に立脚した日銀機能」によって通貨量の調節=増加が可能になったわけであり、まさにそれを通してこそ「資本蓄積過程」促進が実現をみたといってよい。したがって、最終的にやや構造的にまとめれば、「再建期・金融政策」は、「管理通貨制→日銀の債券引受→通貨量調節」という「現代的金融システムの有機的機能展開」を通して、「資本蓄積促進策」作用をまさに体制的に発揮したのだ——と整理可能なように思われる。

[2]財政政策 ついで「資本蓄積促進策」の2番目の側面を構成する②「財政政策」¹⁸⁾へ視角を転じていこう。そこで、第1に最も土台的には(a)「赤字財政膨張」こそが問題となるが、まず1つ目として(イ)「経費支出」動向を押さえておきたい。最初に「経費総額」を確認すると、一般会計歳出は戦後直後数年間で極めて目覚ましい膨張を遂げる。すなわち、まず47年当初予算は1145億円でもまだ46年=1190億円を下回っていたが、急増する復興事業とインフレ昂進に直撃されて実に15回もの補正予算編成を余儀なくされた結果、最終的には2142億円にまで膨らんだ。しかしその膨張基調は止むことはなく、ついで48年度に入ると4731億円となって47年度当初予算の4倍を超えていくし、さらに49年度=7047億円は実にその7倍にまで接近しているといつてよい。こうして、戦後混乱期の中で政府は、他に有効な選択手段を見出せないまま経費

支出急増という形で事態に対応し、まさにそれを通して、「経費支出膨張→有効需要増加」を加速させたわけである。

そしてその場合、「歳出構成」にも注意すると、そこで大宗をなすのは、例えば48年度では、「産業経済費」(12.0%)・「価格調整費」(13.2%)・「公共事業費」(6.9%)などの、いずれも独占資本の再建を直接・間接的にサポートする経費であったから、経費膨張の性格が、「戦後処理」から「資本蓄積促進策」へとその舵を切り替えたことがよく分かる。

この点を前提として、2つ目として「経費膨張の源泉」が直ちに問題となるが、それが(ロ)「赤字国債」以外でなかったことは当然であろう。そこでまず46年度では「公債金・借入金」が445億円(依存度37.4%)を占めた他、ついで47-48年度に入ると今度は特に特別会計での赤字が著しくなるが、まず47年度にはその赤字額が904億円となり、そのうちの693億円(77%)が公債・借入金に依存した。さらに48年度では、その1224億円の赤字のうち846億円(70%)が国債に依拠していたといわれる。しかも、この国債の大部分には日銀引受という方式が採用された以上、まさにここから「財政ルート・有効需要創出」が進められつつ、それを媒介として「資本蓄積促進策」が展開していった——のいうまでもない。

したがってそうであれば、3つ目に(ハ)「インフレの昂進」は一目瞭然であろう。そこで例えば「物価騰貴率」(%)に即してインフレ進行の概略を検出すれば、「小売物価」——46年=36→47年=234→48年上半期=19→同下半期=130、「消費財ヤミ価格」——73→151→37→40、「卸売物価」——298→283→12→135、という図式となる。したがってここからは、1つには、生産に直結する卸売物価の騰貴率が取り分け大きい点、そしてもう1つには、基本的には48年段階まで大幅な物価騰貴が継続している点、が明瞭なのであって、この「インフレ昂進」が「資本蓄積の再開=生産回復」を辛うじて支えたという実情が無視し得まい。こうしてまさにインフレを昂進させながら、「国債の日銀引受→経費膨張→通貨膨張」というロジックに立脚してこそ「資本蓄積促進策」が進行したわけである。

しかし、この再建期・財政政策を「インフレ側面」で単色化してしまうのは誤りである。そうではなく、第2に、1949-50年期には(b)「財政緊縮期」に転

換していく。いうまでもなくこの「緊縮化」は「ドッジ・ライン」¹⁹⁾によって強制されたものだが、まず1つ目に(イ)この「緊縮構造」をみておくと、「49年度予算」＝「ドッジ予算」は次のような内訳を持っていた。すなわち最終的には、「歳入」＝2兆5千億円に比較して「歳出」＝2兆3千億円とされたから、こうして2千億円近くの「差引歳入超過＝黒字」に結果したといつてよく、この「ドッジ予算」においては、一転して「財政緊縮化」が実現をみることになった。

つまり、「一般・特別両会計」を通じて完全に赤字のない予算が組まれることによって、「総合予算の真の均衡化」が成立した——と結論可能だが、要するに、再建期・財政政策には、「インフレ側面」とともにこのような「デフレ側面」もが包含されていたことに注意しておきたい(第9表)。むしろ、その「両面」が「使い分けられた」点こそが重要なのではないか。

そのうえで2つ目として、(ロ)この「均衡予算の構造」へもう一步立ち入ってみよう。そこでまず経費支出の特徴を探ると、何よりも最初に、全体的な「財政的均衡化」にもかかわらず経費総額はむしろ増大している点が目立つ。つまり、総額は48年＝4731億円が49年には7049億円へと1.5倍に伸びているの

第9表 1948, 49年度総合予算収支表

(億円)

		1948年度	49年度
入	一般会計	4,731	7,049
	特別会計	11,975	25,050
	政府関係機関	…	13,140
	合計	16,707	45,240
	純計	9,273	25,362
出	一般会計	4,731	7,047
	特別会計	11,969	24,769
	政府関係機関	…	13,140
	合計	16,701	44,957
	純計	10,161	23,795
差引純計		△887 (△1,149)	1,567

(資料) 前掲, 梶西他『没落』VI 2868頁。

であって(第9表),この「ドッジ予算」は、「均衡予算」ではあっても決して「縮小予算」ではないことに注意を要する。むしろ、「財政均衡化」を通してこそ「生産再開＝資本投資活動刺激」を促したわけであり、その意味では、「資本蓄積促進策」という側面において、「財政膨張」動向とその本質は共通といってよい。

事実、経費内訳に目を凝らすと、例えば「価格調整費」(3.3倍)、「出資・投資」(2.2倍)、「社会労働施設費」(1.8倍)などの増加率が大きく、しかもこれらの経費は、独占の大企業が中心を占める基幹的重化学工業への補助・融資・基盤整備を指向する経費に他ならない以上、経費構造が全体として、独占資本体制の再建・再編へと向けられているのは明白であろう。

その場合、このような「均衡予算下の資本蓄積促進策」を補完した特有な対処策として、3つ目に(ハ)「見返資金特別会計」の作用が見逃せない。周知の通りこの「特会」は、アメリカ対日援助物資の販売代金を貿易特別会計からの繰入金形で受け入れつつ、それを経済再建に必要な用途に当てる(52年3月までにその総額は3042億円に達した)——というものだが、その具体的運用先には以下のような特徴があった。すなわち、いくつかの点でなお不十分性を免れなかったものの、その支出先は電力・海運・石炭などの——独占資本が掌握する——基礎部門に重点化されたとみてよく、それを通じて「資本蓄積促進」が目指されたことはいうまでもない。その点で、「ドッジ予算—均衡予算」による資金供給上の制約を、アメリカ援助を原資としたこの「見返資金」システムを通して克服しようと目論見られたわけであろう。まさにここにも、「均衡財政下の資本蓄積促進策」が明白であろう。

最後に第3に、財政政策の集約点をなす(c)「シャープ税制」が重要だが、まず1つ目に(イ)その「背景」から入ると、何よりも、「ドッジ均衡予算」と連関したその「租税版」だと位置づけられてよい。すなわち、「ドッジ予算」と連携して戦後日本資本主義の軌道敷設を税制面から目指したもの——だと整理可能であり、その点にこそ基本的な特質がある。そのうえで、2つ目として(ロ)その「展開内容」へ進むと、例えば以下の諸点はその特徴として目立とう。つまり、「法人擬制説」・「総合課税」・「直接税中心主義」・「地方税制の整理＝強化」・「高所得者層の負担軽減」に他ならず、まさにそれを通して、「ドッジ均衡予算」と連動しつつ、再建型・戦後経済の租税的枠組み形成が指向され

ていったわけである。

しかし重要なのは3つ目に、(ハ)「租税負担の低下」という「シャープ税制」効果に他ならない。すなわち、49-50年(10億円)にかけて、国民所得が2737→3381へと増加する中で、国税=636→570(65減)、地方税=142→188(45増)となって税額総計は778から759へと縮小をみている。そしてその帰結として、「租税負担率」はこの間に28.5%から22.4%へと低下した(第10表)のであるから、この税制改革を通して、「資本蓄積促進」に連結する「租税負担低下」が進行した点も決して軽視できない。まさに「資本蓄積促進策」の一環であろう。

[3]産業政策 以上を前提にして、「資本蓄積促進策」の第3番目の側面をなす③「産業政策」へと視角を転じていこう。そこで第1に(a)「傾斜生産方式」²⁰⁾をみておく必要があるが、最初に1つ目に(イ)その「背景」はどうか。周知の通り、45-46年期での経済混乱の過程で生産縮小はそのボトム水準を脱し得なかったが、この「縮小再生産」の基本要因としては、「石炭を中心とした基礎資材生産の顕著な低下」と、「軍需資材の転用・手持資材の食い潰しに立脚した消費財生産の上昇」との間の「不均衡拡大」が特徴的であった。そしてその場合、このような状況にあつて、各産業が共通して最大のネックとしていた生産資材こそ石炭であり、それに次ぐものが鋼材であった。しかも、この「2つの不足」は互いに連動して悪循環していた点がさらに問題であったが、まさにこの基本構図上でこそ、このような「相互隘路連関」打開策として「傾斜生産方

第10表 租税負担の変化

(十億円, 百万円)

		1949	50	増 減
租 税 (百 万 円)	国民所得 (十億円)	2,737.3	3,381.5	644.2
	{ 国 税	636,406	570,850	△65,556
	{ 地 方 税	142,441	188,281	45,840
	{ 計	778,847 (28.5)	759,130 (22.4)	△19,717

(資料) 大蔵省『財政統計』, 1964年版, 280頁による。国税には専売益金をふくむ。

式」が浮上してくるといい。

そこで次に2つ目として(ロ)「傾斜生産方式」のメカニズムへと進むと、その概略は以下のように図式化できよう。すなわち、(A)輸入重油と石炭の鉄鋼部門への最重点配当を実施する→(B)これによって増産した鉄鋼を石炭部門へ集中的に投入する→(C)石炭部門はその鋼材によって出炭設備を整備して増産に努力する→(D)増産された石炭は鉄鋼部門への増配に充当し、これを通して再び鉄鋼の増産を促進しつつ増産分をまた石炭部門へ供給する→(E)このような操作を繰り返して鉄・石炭の「循環的増産」を実現する——という方式、これである。まさに「相互隘路連関」脱却を目指した「循環的増産」機構に他なるまい。

そうであれば、最後に3つ目に(ハ)その「成果」はどうか。さて当初は様々な制約に阻害されて目標よりかなり低い実績に止まったが、それでも48年に入ると、いくつかの諸対策に補完されて、ようやく順調にその機能を開始する。まず生産指数が48年末には戦前水準の60%までに接近してくるのに加えて、さらに、「生産財—消費財」の伸び率関係においても特徴的な傾向が目立ってくるというよい。すなわち、48年第Ⅲ四半期以降になると、生産財の回復が消費財のそれを上回るに至るのであって、生産回復に対するその基本前提構築が見て取れよう。こうして「傾斜生産方式」の産業政策的効果は明白である。

そのうえで、産業政策の第2パターンこそ(b)「経済安定10原則」(48年7月)・「9原則」(同12月)に他ならない。そこで最初に1つ目に(イ)その「背景」に注目すると、この2つの「原則」にはもちろん若干の力点の差があるものの、その基本線はほぼ共通とみて大過なく、いずれも総司令部から日本政府への「勧告」・「指令」という性格を持っていた。その点で、日本経済の再建・復興に対するアメリカからの強制的な「条件提示」と、それに対する日本政府の「対応策表明」との「対抗関係」の表出——という本質が否定できない。

それをふまえつつ、2つ目として(ロ)その「内容」にまで目を向けると、ヨリ「包括的・体系的」な「9原則」の主要ポイントは以下のように列挙可能である。すなわち、(I)総合予算の均衡(II)徴税の強化(III)融資の制限(IV)賃金安定計画の確立(V)価格統制の強化(VI)貿易・為替管理の日本政府移管(VII)輸出拡大のための割当配給制度の改善(VIII)生産の増強(IX)食料供出の効率化、で

あって、これらの推進を通して、——9項目を支える——何よりも、「単一為替レート設定」²¹⁾を可能にする「日本経済の自立化」が追及されたわけであろう。

そうであれば最後に3つ目に、(ハ)その「全体的意義」は以下のように総括可能である。つまり、「傾斜生産方式」に支えられた「再生産軌道」の一応の定置を前提にしたうえで「単一為替レート」設定の不可避性を全体の基調に置き、まさにそれを可能にするためにこそ、「原則の実現」が強制されたのだと。つづめて言えば、これら両「原則」は、始動しつつある「再生産軌道」の上で、「インフレ収束—単一為替レート設定」²¹⁾を実現しつつ「合理化投資」を目指していく、そのような路線を、日本経済に強制した——とこそ整理可能である。その点で、資本主義経済運動過程に対して、その「制度・組織」面から「誘導」を図るといって、「資本蓄積促進」を目的にした、まさに「産業政策」型効果だといつてよい。

最後に第3に、「産業政策」の集約として(c)「ドッジ・ライン」(49年)がいうまでもなく重要である。そこでまず1つ目は(イ)その「背景」だが、その場合に重要なのは、いわゆる「冷戦」が強まるにつれてアメリカの対日政策に変化が目立ってきた点であって、資本主義体制の維持を図るために、アメリカは、西欧諸国ならびに日本の資本主義的再建に対して、その援助拡大へと舵を切り替え始める。つまり、「傾斜生産方式→経済安定9原則」による生産復興を条件として、日本の、「資本主義としての自立」と「国際経済への再参加」とが日程に上がってきたといつてよい。まさに「ドッジ・ライン」の実施である。

そのうえで、次に2つ目として(ロ)その「展開内容」へ進むと、その基本骨格は以下のように集約可能だと思われる。すなわち、(A)「国内総需要の抑制」——「超均衡財政」・「復金融資停止」・「価格補給金減廃」を通す国内需要抑制によって過剰購買力を削減し、それを通じてインフレ収束と輸出伸長を図ること、(B)「市場メカニズムの機能回復」——「単一為替レート設定」・「輸出入補助金廃止」・「経済統制縮小」によって市場メカニズムを回復させ、それを条件として「合理化促進」を目指すこと、(C)「投資資金供給ルートの整備」——「政府貯蓄＝財政黒字」と「見返資金制度＝対日援助」とを民間投資資金の基本的供給ルートに設定し、それによって「生産拡大」と「合理化進展」とを促進すること、これである。要するに、「財政金融の引き締め」と「合理化の促進」とが顕著だ

とってよい。

したがってそうであれば、3つ目に(ハ)この「ドッジ・ライン」の「全体構図」はこう「総括」できよう。つまり、まず1つに、(A)財政面では「超均衡財政実施と価格補給金廃止」、金融面では「復金の活動停止と復金債停止」、を実現し、それを通じて2つには、(B)「インフレと国家資金による資本蓄積方式」から「正常な資本自身による資本蓄積方式」への転換を図りつつ、最後にその土台のうえで3つとして、(C)各企業の合理化進展促進と、「国際競争力確保＝世界経済への再編入」を可能にする——と体系的に整理可能である。

まさにその意味で、「日本経済の自立化」にこそ「ドッジ・ライン」の枢軸点があるとみてよく、それこそが、「ドッジ・ライン」が産業政策の「集約点」だといわれる所以であろう。

おわりに——全体的総括

以上のような検討を下敷きとして、「日本型・現代資本主義の『再編成』」という視角から全体を総括しておきたい。まず第1論点は(I)「前提的命題」であって、「朝鮮戦争」を画期として、1950年代初めに「日本資本主義の再建完了」が示された。具体的には、まず一面で(A)経済面においては「生産・投資・蓄積」の本格的回復がポイントをなすし、また他面で(B)政治面では、戦後初期における「階級闘争激化の収束」が、それぞれ再建の指標とみなされてよい。そして、これら「政治・経済」両面からする「体制安定化の実現」によってこそ、総合的には(C)「日本経済の自立化＝景気循環機構の回復」が可能となった。

ついで第2論点として(II)「展開的命題」が問題となり、(A)「日本資本主義は『どのような資本主義として再建されたのか』」が直ちに問われよう。しかしそれへの「解答」はもはや自明であって、以下のように定式化可能である。すなわち、「戦後日本資本主義の再建」が、まず1つに政治的には、(B)「労資関係＝階級闘争の体制内化」・「社会保障整備」などを媒介とした「階級宥和策」を前提とし、さらにその土台の上で、次に2つとして経済的には、(C)「財政政策・金融政策・産業政策」などを柱とする「資本蓄積促進策」にこそ立脚している以上、この「再建された戦後・日本資本主義」は、——この「階級宥和策」・

「資本蓄積促進策」という2大基軸を条件とする——「現代資本主義」以外ではあり得まい。

したがって、第3論点は(Ⅲ)「結論的命題」に他ならない。そこでまず(A)この「現代資本主義の定義」を確認しておく、——他の機会に繰り返し指摘したように²²⁾——その枢軸点が、「資本主義の体制的危機における、『階級宥和策』および『資本蓄積促進策』を手段にした、資本主義延命を目指す『反革命体制』」という点にこそあるのは当然である。そうであれば、いま確認した「展開的命題」からして、「再建期・日本経済」が「現代資本主義」と規定しうるのはまず明瞭というべきだが、さらに注意すべきは、(B)それが「現代資本主義の『成立』や『確立』ではない」ということであろう。というのも、他の著作ですでに解明した通りその「成立」ならばすでに「1930年代」で完了をみている²³⁾し、また「確立」には——次稿で詳細に考察するように——「高度成長期」を待たねばならないからである。

要するに最終的には、(C)こう結論されるべきであろう。すなわち、「戦後・日本資本主義」は、「1930年代」の「成立期」に立脚しつつ「高度成長期」に「確立期」を迎える、「日本型・現代資本主義」の、まさしくその「再編過程局面」に該当する——のだと。

- 1) 拙著『日本における現代資本主義の成立』(世界書院, 1999年)。
- 2) 拙著『現代資本主義の史的構造』(御茶の水書房, 2008年)。
- 3) 戦後改革の詳細に関しては、東大社研編『戦後改革』1-8(東大出版会, 1974年)を参照せよ。
- 4) 1930年代「日本型・現代資本主義成立」の機構については、前掲、拙著『成立』をみよ。
- 5) この再建期・日本資本主義の資本蓄積メカニズムに関しては、拙稿「戦後再建と景気変動過程」(『金沢大学経済学部論集』第28巻第1号, 2007年)においてすでに検討を加えた。
- 6) 景気変動については、鈴木・公文・上山『資本主義と不況』(有斐閣, 1982年), 武井・岡本・石垣編著『景気循環の理論』(時潮社, 1983年), 前掲、拙稿「戦後再建」, などをみよ。
- 7) 「54年不況の性格」の本質的意義に関しては、前掲、鈴木他『不況』158頁を参照のこと。
- 8) 労働改革について詳しくは、前掲、東大社研編『戦後改革』3が何よりも参考になる。
- 9) 「現代的労資関係」の詳細は、戸塚・徳永編『現代労働問題』(有斐閣, 1977年)をみよ。
- 10) この「ワイマル体制」に関しては、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会,

- 1973年)を参照のこと。また拙著『資本主義国家の理論』(御茶の水書房, 2007年)もみよ。
- 11) ニューディールの労資関係については, 前掲, 拙著『資本主義国家の理論』第5章をみよ。
 - 12) 「高橋財政」期の労資関係に関して詳しくは, 前掲, 拙著『成立』319-30頁を参照のこと。
 - 13) 「戦後危機下における階級闘争」については, 川上・粕谷・佐藤『現代日本帝国主義』(現代評論社, 1979年)93-112頁および前掲, 東大社研編『労働改革』3, 第2章, などみよ。
 - 14) 戦後日本型・社会保障の展開に関しては, 東大社研編『福祉国家』5(東大出版会, 1985年), 横山・田多編著『日本社会保障の歴史』(学文社, 1991年), などが参考になる。
 - 15) この時期の金融政策について詳しくは, 例えば大島・榎本『戦後日本の経済過程』(東大出版会, 1968年), 大島清監修『総説日本経済』2(東大出版会, 1978年), を参照のこと。
 - 16) この「高橋財政期・制度的再編」は, 前掲, 拙著『成立』152頁においてすでに検討した。
 - 17) 「復金債」の動向および「発券量」に関しては, 前掲, 拙稿「戦後再建」59-65頁をみよ。
 - 18) 財政政策について詳しくは, 鈴木武雄『現代日本財政史』第1巻(東大出版会, 1952年), 和田八束『日本財政論』(日本評論社, 1979), 前掲, 大島監修『総説日本経済』2, をみよ。
 - 19) この「ドッジ・ライン」の詳細は, すでに前掲, 拙稿「戦後再建」77-8頁で検討を加えた。
 - 20) 傾斜生産方式については, 梶西・加藤・大島・大内『日本資本主義の没落』VI(東大出版会, 1965年)1621-24頁に詳しい。さらに有沢広巳監修『昭和経済史』(日本経済新聞社)286-9頁をもみよ。まさにその「相互連関メカニズム」の機能展開が明確に表現されている。
 - 21) 「IMF一為替レート」問題を含めて, 日本経済を外枠から規定していくことになる戦後世界の基本動向に関して詳しくは, 例えば, 大島清編『戦後世界の経済過程』(東大出版会, 1968年), 楊井・石崎編『現代世界経済論』(東大出版会, 1973年), を参照のこと。
 - 22) 現代資本主義の「背景・機能・本質」については, 前掲, 拙著『現代資本主義の史的構造』において体系的に検討した。したがって, ここではその「結論規定」を前提にしている。
 - 23) この論点は, 前掲, 拙著『成立』終章においてすでに総合的に論証を完了し終わっている。

